



えびな 地域福祉プラン 2025 (海老名市地域福祉計画)

2025年度(令和7年度)~2029年度(令和11年度)



はじめに

現代社会は全国的に急激な少子高齢化が進展し、深刻化する孤独孤立などの福祉課題への取り組みが、今回の計画改定を行う背景となっています。

私たち海老名市も例外ではありません。

駅周辺の市街地開発が進行し、人口が14万人を突破するなど、市の発展を遂げていますが、人口増に伴い、地域コミュニティの維持や地域福祉の担い手の確保といった課題も増大しています。

そこで、人づくり、地域づくり、仕組づくりを基本目標とし、地域共生社会の実現を目指してまいります。

今日的な福祉課題に対応するためのこれら三つの柱は、私たちが考える地域福祉の理想形を具現化するための重要な要素です。

また、今回の改定で新たに、成年後見制度の利用促進計画と、さらなる再犯防止策を取り入れ、「えびな地域福祉プラン2025」としました。

これらの取り組みが、より良い地域福祉を実現し、市民のみなさま一人ひとりが安心して生活できる環境を整えることに繋がることを確信しています。

最後に、今回の改定にあたってアンケートにご協力いただいた市民の皆様、策定委員会の皆様に深く感謝申し上げます。

皆様のご意見とご提案は、より良い福祉計画を実現するための貴重な意見となりました。

これからも皆様の理解と協力を賜りつつ、海老名市が目指す「地域共生社会」に向けた取り組みを進めて参ります。

より良い地域福祉の実現のために、引き続きのご協力とご支援を心よりお願い申し上げます。

2025年(令和7年)3月

海老名市長 内野 優



目次

第1章 えびな地域福祉プラン2025の策定

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の圏域設定	3
5	計画とSDGs	4

第2章 えびなの地域福祉が目指す姿

1	現状と課題	5
2	計画の目指す姿	7
3	計画の施策体系	8

第3章 プランの展開

基本目標1	地域を支える人づくり	9
基本目標2	安心して暮らしやすい地域づくり	11
基本目標3	包括的な支援の仕組づくり	14
基本目標4	意思決定を尊重する基盤づくり	18
	「海老名市成年後見制度利用促進基本計画2025」	
基本目標5	誰一人取り残さないまちづくり	27
	「海老名市再犯防止基本計画2025」	

第4章 プランの推進

1	推進体制	30
2	進行管理	31

資料編

1	統計から見るえびな	32
2	アンケートから見るえびな	37
3	えびなの中規模圏域別の現状	44
4	前計画（令和2年度～令和6年度）の総括	51
5	策定方法・策定経過	62
	「海老名市地域福祉計画策定委員会設置要綱」	64
	「海老名市地域福祉計画策定委員会委員名簿」	65
6	用語	66
7	関連計画インデックス	68
8	関係法令（抜粋）	70

第1章 えびな地域福祉プラン2025の策定

1 計画の趣旨

近年、全国的に少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。

これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

これらの結果として、ダブルケアやヤングケアラー、8050問題等といった制度の狭間で必要な支援につながりにくい事例が各地で顕在化しています。

さらに、家族構成や働き方の多様化に伴い、核家族化や単身世帯の増加が顕著であり、従来の家族による福祉機能が弱まっています。

これにより、地域における孤立が深刻な課題となり、特に子どもの貧困や虐待、ひきこもりなど、支援を必要とする人々への支援が急務です。

国においては、子どもから高齢者まで、障がいの有無などにかかわらず、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいを持ち、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取組を進めており、本市においても地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する必要があります。

また、高齢化の進展に伴い、成年後見制度の利用者数の増加が見込まれており、制度の適切な普及や利用者のニーズに応じた支援体制を整えることが、社会的課題の解決において重要です。

さらに、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、国、地方公共団体及び民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があるとしていることから、地方公共団体における「再犯防止推進計画」の策定の必要性が高まっています。

このような国の動向やこれまでの本市における「地域共生社会」の実現に向けた取組を踏まえ、行政や社会福祉協議会、関係機関等が協力し合いながら、制度や分野の枠を超えて柔軟に対応できる包括的な支援体制づくりを推進するため、本市の福祉部門の上位計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含し、「えびな地域福祉プラン2025」を策定します。

2 計画の位置づけ

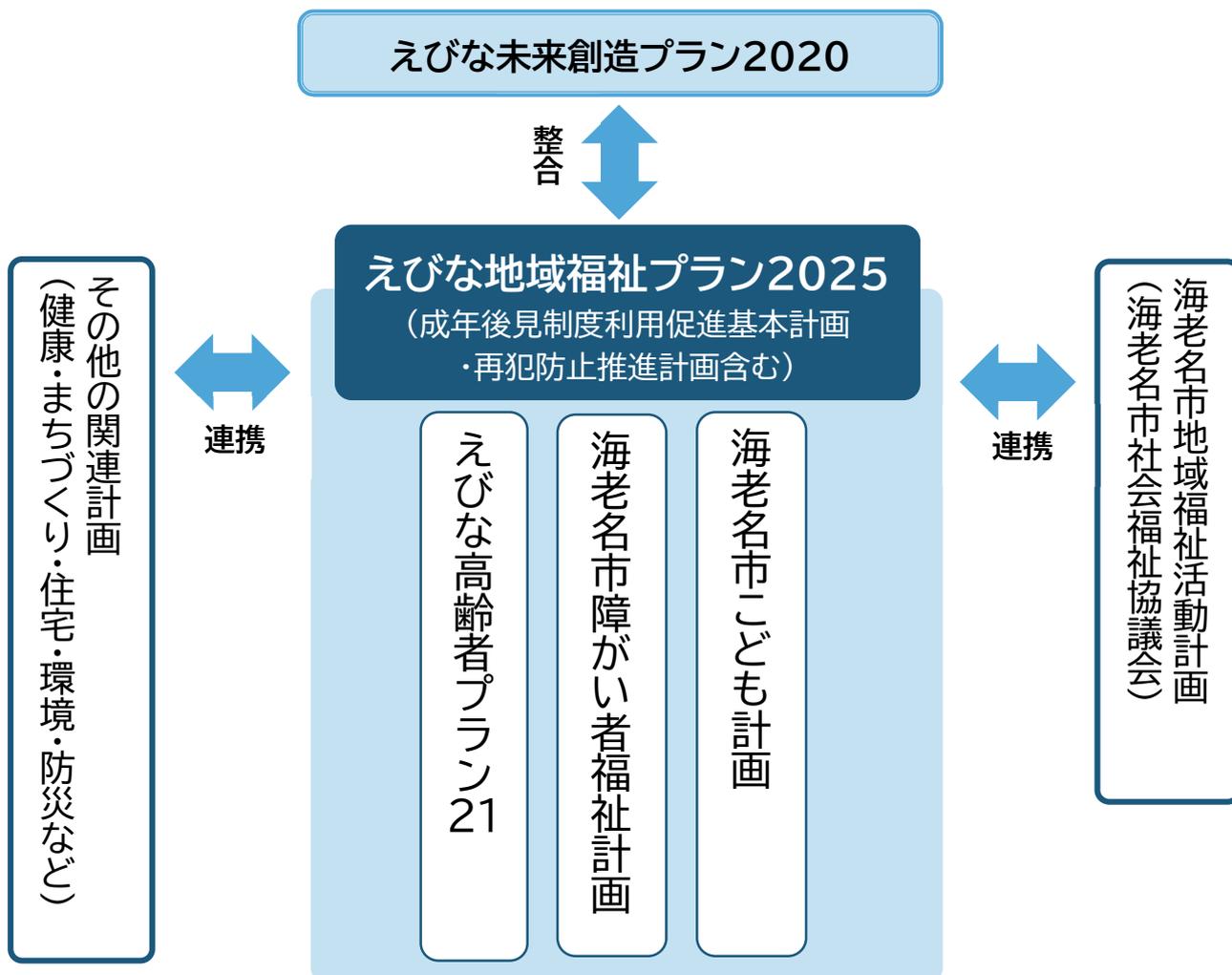
(1) 計画の性格

- 「社会福祉法」第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」です。
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は市の最上位計画である「えびな未来創造プラン2020」に則した内容となっており、各実行計画である「えびな高齢者プラン21」、「海老名市障がい者福祉計画」、「海老名市子ども計画」の上位計画として、地域福祉の方向性を示しています。

また、海老名市社会福祉協議会が作成している「地域福祉活動計画」と連携をとった計画となっています。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
海老名市第四次総合計画				えびな未来創造プラン2020									
海老名市地域福祉計画				海老名市地域福祉計画						えびな地域福祉プラン2025 (成年後見制度利用促進基本計画 ・再犯防止推進計画含む)			
				海老名市成年後見制度 利用促進基本計画				統合					
第6期 えびな高齢者プラン21		第7期 えびな高齢者プラン21		第8期 えびな高齢者プラン21			第9期 えびな高齢者プラン21						
海老名市 障がい者福祉計画 【第4期】		海老名市障がい者福祉計画 【第5期】		海老名市障がい者福祉計画 【第6期】			海老名市障がい者福祉計画 【第7期】						
海老名市子ども・子育て支援事業計画				第2期海老名市子ども・子育て支援事業計画				海老名市こども計画					

4 計画の圏域設定

計画では、地域福祉を推進するための範囲として、圏域を設定します。

圏域設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するために重要です。

また、本計画が中心となって、地域福祉を推進する基礎となる圏域を設定することで、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。

えびな地域福祉プラン2025では、6地区（北部、東部、中央、中部、西部、南部）の民生委員児童委員協議会の地区割りを中規模圏域、60の自治会の地区割りを小規模圏域とし、地域福祉を推進します。

専門的な支援



地域・近隣による支え合い

市全域(市・海老名市社会福祉協議会)

市全域を対象とした複合的な相談対応、総合的な支援 など

中規模圏域 (地区民生委員児童委員協議会)

身近な地域での相談・支援、関係機関へのつなぎ など

小規模圏域 (自治会)

地域福祉に関する情報の交換、活動拠点の整備・サロン活動、地区社会福祉協議会活動、行政情報の周知、防災・防犯活動、見守りネットワーク など

5 計画とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点は、地域福祉とも共通するものであることから、本計画ではSDGsの理念を取り入れ、計画を推進していきます。



SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」と誓っています。

コラム

えび〜にゃの紹介

「えび」をあしらった女の子のねこ。
からだは神奈川県で1番の共販出荷量を誇る甘い「いちご」。
性格は明るく、子どもたちと元気いっぱい遊ぶのが大好き。
特技はEBINA ダンスを踊ること。

誕生日 1月28日（い〜にゃの日）
好きな食べ物 いちご

えび〜にゃのInstagramをフォローしてにゃ♪

▼Instagram
(Instagram)



海老名市イメージキャラクター
えび〜にゃ

第2章 えびなの地域福祉が目指す姿

1 現状と課題

(1) 統計・アンケートから見るえびな

海老名市の地域福祉の現状を統計・アンケートから見ると、いくつかの注目すべき点が見て取れます。

まず、人口構成について、海老名市は高齢化が進行しているものの、若年層の流入も続いており、全体の人口は増加傾向にあります。

このことから、地域福祉においては高齢者向けのサービスだけでなく、子育て支援など若年層に対するサービスの需要も高まっています。

次に、社会資源のアクセス性について、市民の日常生活における移動手段の確保や、公共施設、商業施設などへのアクセス性の向上が求められています。

これは特に高齢者や子育て世代にとって重要な問題で、地域福祉の観点から解決策を模索する必要があります。

一方、市民の間で孤独感を抱える人は少ないという結果が出ていますが、近隣住民との交流が希薄化しているという問題が浮上しています。

地域コミュニティの再構築や連携強化に向けた取り組みが求められます。

さらに、福祉サービスの利用状況を見ると、情報の取得が難しい、理解しにくいという課題が指摘されています。

サービスの利便性と親和性を向上させるため、情報提供の方法や内容の見直しが必要となります。

最後に、地域福祉の担い手について、担い手の高齢化や常任化が進行し、新たな担い手の確保が難しくなっています。

これは福祉サービスの継続性・持続性に影響を与える深刻な問題で、早急な対策と担い手育成の方策が求められています。

これら各項目から見える現状は、海老名市の地域福祉への取り組みの新たな課題と方向性を示しています。

地域の特性を活かしつつ、これら課題に対する具体的な改善策を検討していくことで、よりよい地域福祉の実現につながるでしょう。



(2) えびなの地域福祉の課題

海老名市の地域福祉の課題について、統計・アンケートから浮かび上がった現状を基に、人づくり、地域づくり、仕組づくりの三つの視点から具体的な取り組みを考えることが重要となります。

まずは、「人づくり」について。担い手の高齢化や固定化、担い手不足が深刻な課題となっている今、地域福祉を担う新たな人材の育成が求められます。

これには、若年層への福祉への関心促進や専門的な知識・スキルの習得支援など多角的なアプローチが必要です。

また、各世代が互いに協力しあい、高齢者から若者へ、若者から高齢者へと福祉の担い手が引き継がれる体制の構築も重要となります。

次に、「地域づくり」に関して。統計・アンケートからは、市民同士のつながりが希薄化している一方で、安心して暮らせる地域への願いが強く認識できます。

地域全体での助け合いの仕組み作りを進めることで、誰もが互いに支え合い、安心して生活できる地域を創り上げるべきです。

具体的には、住民のネットワーク作りのためのコミュニティ活動の推進や、助け合いのシステム作りのための支援プログラムの制定などが考えられます。

最後に、「仕組づくり」において、福祉サービスの利用状況から見ると、情報の提供や利用面での課題が見えます。

誰一人取り残さない地域共生社会を実現するためには、情報提供の充実と公平なサービスの提供が求められます。

これには、福祉サービスの情報提供方法の見直しや、使いやすいサービス提供のためのシステム作りが必要となります。

また、多様化・複雑化する生活課題に対応するためには、介護、障がい、子どもや生活困窮者といった属性や世代ごとの支援体制では限界があり、それぞれの制度や分野を越境した横断的な連携による包括的な支援体制づくりが重要です。

これら三つの視点に基づいた具体的な取り組みを進めることが、海老名市におけるよりよい地域福祉の実現に繋がります。



2 計画の目指す姿

(1) 基本理念

本計画の理念は、市の最上位計画である「えびな未来創造プラン2020」の基本理念「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を踏まえ、「地域でともにささえあい 認め合う みんなが笑顔になれるまち」とし、市民とともに、支え合いながら、地域福祉を推進していきます。

地域でともにささえあい 認め合う
みんなが笑顔になれるまち

(2) 基本目標

基本目標	目指す姿	関連するSDGs
1 地域を支える人づくり	現在の地域福祉活動を支援するとともに、多様な人材に目を向けることで、新しい担い手を発掘・育成します。	   
2 安心して暮らしやすい地域づくり	見守り等により市民のつながりをつくり、地域社会からの孤立を予防・解消します。防災対策やバリアフリー等を含め、安全安心な地域づくりを進めます。	   
3 包括的な支援の仕組づくり	制度や分野を越えた生活課題や困難を抱える人へ必要な支援が届くよう、包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指します。	    
4 意思決定を尊重する基盤づくり	すべての市民が意思を尊重され、自分にふさわしい生活が享受できるよう、成年後見制度の利用を促進します。 「海老名市成年後見制度利用促進基本計画2025」	  
5 誰一人取り残さないまちづくり	犯罪をした人の再犯防止や、立ち直り支援により、安全安心な地域社会づくりを進めます。 「海老名市再犯防止推進計画2025」	    

3 計画の施策体系

(基本目標1) 地域を支える人づくり		   
基本施策	施策の展開	
地域福祉の多様な担い手づくり	持続的な地域活動支援と担い手の発掘と育成 地域活動の多様化・活性化の促進	
地域福祉の意識づくり	地域への関心や住民の相互理解の促進 支え合いの意識づくりの推進	
福祉・介護人材の発掘・育成	福祉や介護の仕事への理解の促進 就労継続や良好な職場環境づくりへの支援	
(基本目標2) 安心して暮らしやすい地域づくり		   
ボランティア・市民活動の活性化	地域の担い手や新規団体立ち上げ支援 地域活動の情報提供の充実と参加の促進	
見守り・孤立防止の推進	見守りや地域活動の促進による孤立予防・解消 多様な生活課題への相談体制の充実	
住みよい生活環境の整備	ソフトとハード両面の福祉的な環境整備 介護予防や健康増進のための移動支援の推進	
災害等における福祉的支援	避難行動要支援者登録制度の強化と充実 地域の防災活動の支援	
(基本目標3) 包括的な支援の仕組づくり		    
情報提供の仕組づくり	積極的で効果的な情報発信の推進 SNS等多様な情報媒体の活用推進	
包括的な相談支援	身近で利用しやすい相談体制の充実 複合的な課題に対応する多機関連携の強化	
社会参加支援	狭間のニーズに寄り添う相談体制の充実 交流の場づくりや情報提供による社会参加促進	
地域づくり支援	地域の生きがいづくりや居場所づくりの支援 生活の安心・自立のための多機関連携の強化	
地域福祉に関する事業の健全育成	市内事業所の福祉サービスの向上を推進 事業所職員のスキル向上への情報提供と取組支援	
生活困窮者等の自立支援	生活困窮者の自立を促進する包括的な支援 複合的な課題に対応する多機関連携の強化	
(基本目標4) 意思決定を尊重する基盤づくり 「海老名市成年後見制度利用促進基本計画2025」		  
中核機関の運営	権利擁護の促進に向けた広報や相談機能の充実 市民後見人の活動支援	
地域連携ネットワークの活性化	本人とその支援者への支援の強化 地域の連携体制の活性化	
成年後見制度の利用支援の充実	市民後見人の活用や利用負担助成の推進 意思決定支援の理解に向けた取組推進	
(基本目標5) 誰一人取り残さないまちづくり 「海老名市再犯防止推進計画2025」		    
市民等の関心と理解の醸成	社会を明るくする運動等による広報の推進	
関係機関・団体の支援及び連携強化	保護司会、更生保護女性会の活動支援	
罪を犯した人等の社会復帰支援	就労、居住等の生活基盤を支える相談体制の充実	

第3章 プランの展開

基本目標1 地域を支える人づくり

現状と課題

市民アンケートでは、ボランティア・市民活動をしたことがない人が60%以上で、活動できない理由は「時間がない」が最多となっています。

また、「何を、いつ、どこでやっているのか分からない」と回答している人が20%程度いるため、情報が届き、参加するきっかけがあれば、次の担い手育成にもつながります。

自治会等の地域活動の担い手の高齢化・固定化が進んでおり、担い手不足が深刻となっています。年齢・性別を問わず地域活動を支える、潜在的な担い手の発掘・育成が必要です。

さらに、地域福祉活動に興味・関心を持ってもらうきっかけづくりが重要です。

基本
施策

1 地域福祉の多様な担い手づくり

地域福祉活動への持続的な支援を図るとともに、地域福祉における担い手の発掘、リーダーの育成を推進することで、既存の枠組みを超えた地域課題にも対応できるよう、住民活動の多様化と活性化を推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●地域福祉に関する学習の場や地域のさまざまな活動に、仲間とともに興味を持って参加します。
地域・団体	●地域活動の中で、活動の担い手や活動のリーダーなどを育成する環境をつくれます。
行政	●地域福祉を推進する担い手の支援・育成に努めます。 ●地域活動やボランティア活動の情報提供を充実し、地域活動への参加を促進します。

2 地域福祉の意識づくり

お互いを認め合い、地域における課題に関心を持ち、近所に住む人と支え合う意識づくりを推進することで、地域共生社会の基本的な考えである「我が事・丸ごと」の意識を、住民一人ひとりに根付かせます。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、さまざまな個性を持った人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合いましょう。 ●一人ひとりが地域福祉推進の担い手である意識を持ち、地域活動において役割を持って力を発揮します。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動や交流においては、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無などに関わらず、さまざまな個性を持った人の参加を促し、相互に理解し合う機会として活用します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●学校や地域などとの連携を図り、体験や勉強会をととした福祉教育の推進に取り組めます。 ●こころのバリアフリーの推進など共生社会の実現のため、さまざまな取組みを行う市民活動の充実を支援します。

3 福祉・介護人材の発掘・育成

地域を支える福祉・介護人材の安定的な確保のため、福祉・介護の仕事における魅力発信や、職員の離職防止に努めるとともに、福祉・介護職員などを対象とした研修・講習会の開催などにも取り組んでいきます。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉や介護を身近なこととして捉え、地域の人を支える福祉の仕事への関心と理解を持ちます。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉や介護の活動や仕事に関心をもってもらえるよう、その魅力ややりがいを発信する機会をつくれます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ボランティアや社会福祉協議会の活動支援を図ります。 ●福祉・介護の仕事に関する情報提供の充実と理解促進を図ります。 ●介護職員初任者研修を開催します。 ●就労継続や良好な職場環境のための支援を行います。

基本目標2 安心して暮らしやすい地域づくり

現状と課題

市民アンケートでは、近所との付き合いの程度について、5年前と比べ「ほとんど付き合いがない」が増加しており、近所付き合いの希薄化が進んでいます。

また、地域で孤立を感じている人が10%程度おり、特にひとり暮らしでは20%程度の方が孤立感を感じています。地域で孤立を感じている人々への支援として、居場所づくりや相談窓口の充実、訪問支援の強化などの推進が求められます。

家族や近所との関係が希薄な高齢者も多く、地域による見守りや制度による支援を必要とする人が増えていることから、地域や行政、福祉関係者等のネットワークの強化により、顔の見える関係づくりや連携を深めることが重要です。

市民アンケートでは、地域で暮らす上での満足度において、道路や交通機関等の利便性に不満を感じる人が多くなっています。

誰もが地域で安心して生活でき、安全に外出ができるよう、移動に困難を抱える方への移動手段の確保や、バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進に向けた取組が重要です。

基本 施策

1 ボランティア・市民活動の活性化

現在活動している地域や福祉の担い手の活動や新規団体の立ち上げを支援するとともに、活動の周知と啓発をすることにより、地域活動やボランティア活動を促進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none">● あいさつなどの身近なところから、隣近所などの地域の人と交流を深めます。● ボランティア活動・NPO活動・市民活動などへ、仲間とともに興味を持って参加します。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none">● 自分たちの活動を積極的に地域にPRします。また、活動団体・組織への新規加入を促進するとともに、運営しやすい組織形態について検討していきます。● 地域組織・団体内での活動や、地域の行事、イベント、趣味等の活動において、日常的に地域の人と交流できる機会をつくとともに、さまざまな人の参加を促します。
行政	<ul style="list-style-type: none">● 自治会や地区社会福祉協議会など、地域で活動する団体への支援を行います。● ボランティアやNPOが行う地域福祉活動への支援を行います。● 地域活動における情報共有や情報発信をデジタル化し、コミュニケーションを拡充します。

2 見守り・孤立防止の推進

地域の中で孤立し、ひとりで生活の課題を抱えてしまうことがないよう、誰もが心のゆとりを持ち、周囲とつながりながら、いきいきとした暮らしができる地域社会づくりを推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●生活の中で悩みごとや心配ごとがあれば、身近な人や地域の民生委員・児童委員等に相談します。 ●地域で孤立する人を防ぐため、普段から近隣や身近な人への声掛けなどをします。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中で、周囲から孤立してしまっている人がいないかを把握し、積極的なつながりを持てるための仕組みをつくりまします。 ●高齢者の単身世帯などに日常的に気を配り、異変を感じた際は、ためらわず関係機関等に連絡します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●見守りや地域活動の促進による孤立予防・解消に取り組まします。 ●多様化する生活課題を相談できる機会の充実と支援体制の強化に取り組まします。

3 住みよい生活環境の整備

だれもが住みよい生活環境として、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、移動・外出支援を充実させるとともに、市民が外出時に困っている人へ配慮する意識の向上も図ります。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で困っている人に気づいたら声かけやサポートを行います。 ●バリアフリーやユニバーサルデザインなどのまちづくりに対して理解を深めます。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●「海老名市住みよいまちづくり条例」などに基づき、誰もが住みよい環境の整備やサービスの提供に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリーとユニバーサルデザインの促進に取り組まします。 ●高齢者の多様化するニーズに対応するため、デジタル技術を活用するなど、安心安全で使いやすい外出支援策を実施します。 ●福祉サービスの効率化、質の向上を図るため、積極的にデジタル技術を活用していきます。

4 災害等における福祉的支援

平常時からの備えを意識し、災害による被害を最小限にし、逃げ遅れをゼロにするため、災害時における迅速で、的確な対応ができる体制の整備を推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や避難場所の確認など、自分自身でできる災害時の備えをしておきます。 ●隣近所に住む高齢者、障がい者など、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握します。 ●避難所等において、高齢者、障がい者、子ども、妊婦など、誰もが安全に過ごせるよう、それぞれの特性に配慮します。また、高齢者、障がい者等は、周囲の避難者に避難生活に必要な理解や支援を伝えます。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者登録名簿を活用した関係者間での情報共有などにより、災害時の支援体制を整えておきます。 ●避難所等において、高齢者、障がい者、子ども、妊婦など、誰もが安全に過ごせるよう、それぞれの特性に配慮します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者一人一人の特性に応じた避難支援を行うため、個別避難計画の作成及び整備をします。 ●地域の主体的な防災活動を支援し、自主防災組織への支援に取り組みます。 ●LINEなど、SNSを活用し防災意識を醸成します。 ●避難所や救護活動拠点への情報提供に当たり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネットなどの活用を図ります。 ●指定福祉避難所への直接避難を促進するとともに、避難先での相談支援体制や移送体制を確保します。

コラム 2

避難行動要支援者登録制度の紹介



災害発生時等において、一人では避難することが困難で特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が自身の情報を事前に市に登録し、市がその情報を消防本部、警察署、民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会（避難支援等関係者）に提供することで、災害発生時等において、地域の中で避難行動要支援者に対して必要な支援を実施していく制度です。

▲市 HP「避難行動要支援者登録制度」

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shogaisha/hinan/1003274.html>

基本目標3 包括的な支援の仕組づくり

現状と課題

市民アンケートでは、福祉に関する情報の入手先として、従来の広報えびな、自治会回覧板だけでなく、市のホームページ、市の公式SNSを活用する人が増えています。

福祉的な支援を必要とする人が、必要な情報をいつでも得ることができ、また、分かりやすい情報を提供するために、情報発信の工夫が必要です。

複雑化・多様化した生活課題に対応をするため、福祉行政において包括的支援の実現が求められています。

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮など、様々な分野が連携し、市全体で包括的な相談支援体制を構築することが必要です。

包括的支援を機能させるためには、複合的な相談に対しても支援がスムーズに行える包括的な相談窓口の充実や、本人と社会のつながりづくりを支援する参加支援、人と地域がつながり支え合う取組みが生まれやすい環境を整える地域づくり、必要な支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチ、関係者の連携がよりスムーズになるように相談支援機関をサポートする多機関協働など取組を進めていくことが重要です。

基本 施策

1 情報提供の仕組づくり

すべての市民が地域や福祉に関するあらゆる情報を幅広く入手できるよう、市HPや広報誌、SNSの積極的な活用など様々な媒体を通じて、ライフステージに合わせた情報媒体にも配慮し、必要な人に確実に情報を届けるための提供体制の充実を図ります。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	●積極的に地域活動や福祉に関する情報を得るように努めます。
地域・団体	●地域福祉活動の実施内容や、日時などの積極的な公開によって、市民が気軽に興味をもてるような情報提供に努めます。
行政	●広報やホームページ、SNS(X、Facebook、Instagram、LINE等)、公式アプリなど、多様な情報提供媒体を活用し、市民や利用者の立場に立って、多様な方法で福祉情報の提供に取り組みます。 ●情報を分かりやすく、伝わりやすくするため、平易な言葉を使った説明など、提供手法を工夫していきます。

2 包括的な相談支援

市民に身近なところで気軽に相談ができ、幅広い課題を受け止める環境づくりと、複合的な課題に対して専門機関等と連携し、本人や世帯の属性を問わず包括的な支援を受けられる相談窓口を整えます。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中で困っている人の身近な相談相手になります。また、自分でも困っていることがあれば、身近な人や地域の民生委員・児童委員等に知らせます。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中で困っている人がいたら、ケースに応じて、公的な相談窓口や専門機関に繋がります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●地域において、身近な圏域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制づくりに取り組めます。 ●専門機関との連携強化を図り、的確に相談支援ができる体制づくりに取り組めます。 ●えびな成年後見・総合相談センターを中核機関として、権利擁護が必要な方を支援する、地域連携ネットワークを活性化します。

3 社会参加支援

ヤングケアラーやひきこもり、8050問題など本人や世帯が抱える「狭間のニーズ」に寄り添い、地域活動やボランティアの促進、情報提供、交流の場づくりを通じて、市民の社会参加を促進していくための支援を行います。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動や地域イベントに参加し、交流を通じて、困っている人を助け、地域社会に貢献します。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動や情報提供、居場所づくり、専門家との協力を通じて、困っている人を助け、市民が社会に参加できるようサポートします。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●「ヤングケアラー支援対応ガイドライン」や「在宅で医療的ケアが必要な方のガイドブック」を作成し、狭間のニーズを抱える人々が孤立せず、地域社会に積極的に参加できるようになるための支援を進め、社会参加を促進します。 ●ひきこもり状態の人への居場所支援として「えびなの居場所」を開催します。

4 地域づくり支援

さまざまな世代分野での交流を図り、気軽に集える居場所や、社会参加の機会をつくることで、誰もが孤独を感じることなく、いきいきと日常生活を営める地域の整備に努めます。

地域生活課題の解決に向けて、福祉関係者や団体・企業等とも連携して地域づくりへとつなげていきます。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域ふれあいサロン」などの、地域で行われる交流の場に積極的に参加し、多くの人と交流を楽しみます。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の行事やイベント、その他の交流の場等において、日常的に地域の人と交流できる機会をつくるとともに、さまざまな人の参加を促します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●市内にあるさまざまな資源を活用し、世代や属性を超えた交流ができる居場所づくりを支援します。 ●市民と社会資源をつなぎ、顔の見える関係性や興味関心からのつながりなど、多様なつながりが生まれる場づくりを行います。 ●地域で安心して自立した生活を送るための、生きがいづくり、社会参加の場をつくりまします。 ●地域の多様な主体が情報交換や協議をすることができる機会づくりを検討します。

5 地域福祉に関する事業の健全育成

地域で支え合い、市民が自分らしく自立して生活するために、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上を推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な福祉サービスが利用できるよう、公的な福祉サービスや、地域で提供されるさまざまな主体のサービスについての情報を得ることに努め、必要なサービスを選択します。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所等との協働関係を構築し、福祉サービスを効率よく提供できるように支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者への福祉サービスの第三者評価制度の周知に努めます。 ●各種研修や情報提供などにより、携わっている職員の質の向上にむけた取組みの支援に取り組みます。 ●市が所轄する社会福祉法人の適正な運営と円滑な経営を確保するため、社会福祉法人の設立認可及び指導監査を行います。

6 生活困窮者等の自立支援

誰もが地域社会の一員として、自己肯定感や自尊感情を失わず、経済的にも精神的にも豊かな生活を営めるよう、関係機関と連携し、生活困窮者に対する包括的な自立促進のための支援を推進します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に困窮している人など、地域の中で困っている人を発見した場合は、身近な人や地域の民生委員・児童委員などに知らせます。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に困窮している人や、ひきこもり状態の人、複合的な課題を持つ人等、何らかの支援が必要な人を地域で把握し、支援につなげるための仕組みをつくりまします。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に困窮する本人や家族などが必要な支援につながるよう、生活困窮者自立支援事業など広報・周知活動に努めます。 ●高齢や病気、障がいなどによる失職が原因で、生活困窮者となった方が再就職し、安定した生活を送るために、個人の状況に応じた就労支援を行います。 ●生活に困窮する本人や家族に対し、その困窮理由に応じてプランを作成し、必要に応じて家賃支援（住居確保給付金）や、家計の見える化（家計改善相談支援）を行います。 ●ひきこもり状態の人の相談や社会参加支援、就労の支援などを行います。

▼地域ふれあいサロンの様子



コラム
3

地域福祉活動（地区社協・サロン）

地域住民が身近な地域に気軽に集まり、ふれあいを通じて生きがいづくり、仲間づくり、また介護予防の拠点としてサロン活動が広がりをみせています。

サロンは、地域住民が主体となり運営しており、ボランティアを含めた参加者一人ひとりが主役となって作りあげていくものです。現在、市内では地区社協やボランティアの運営により、多数のサロンが行われており、また、空き店舗等を活用した常設サロンは4ヶ所において展開されています。

サロンの効果としては、社会参加、孤立感の解消、楽しさ、身近な地域でのボランティア活動の場、そして地域課題の発見等が期待でき、地域のつながり・相談体制の場として福祉力の向上に通じます。



市社協 HP「地域福祉活動（地区社協・サロン）」▲
<https://www.ebina-shakyo.or.jp/tiikihukusikatudou>

基本目標4 意思決定を尊重する基盤づくり

～誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち～

(海老名市成年後見制度利用促進基本計画2025)

1 海老名市成年後見制度利用促進基本計画2025の策定

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという制度です。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は、認知症や知的障がい等の理由により支援が必要とされる人の数に比較すると、十分とは言えない状況にあります。

国では、「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を平成29(2017)年に策定し、本制度の普及と啓発に取組み、知識の普及や理解の促進が進みましたが、一方で制度利用へのハードルは依然として高いままです。

このため、令和4(2022)年からの「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域や関連機関と連携して制度の利用を促すための具体的な取組みが盛り込まれ、心地よい生活に努めることとしています。

本市では、令和4年に「海老名市成年後見制度利用促進基本計画」(第1期)を策定し、「誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち」を基本目標に掲げ、中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築、成年後見制度の利用支援を3つの基本施策として、成年後見制度の利用を促進してまいりました。

第2期となる本計画では、国の基本計画を踏まえ、これまでの施策の充実を柱に、市民の尊厳ある人生のために、制度をより身近なものとし、利用しやすい体制づくりに向けた取組みを推進してまいります。

2 計画の施策体系

基本施策1 中核機関の運営	
	【目指す姿】 成年後見人制度の担い手を発掘・育成すると共に、その担い手が孤立することがなく相談できるまち
基本施策2 地域連携ネットワークの活性化	
	【目指す姿】 地域の関係団体が相互連携し、適切な支援へと繋がるまち
基本施策3 成年後見制度の利用支援の充実	
	【目指す姿】 本人の意思決定を尊重し、成年後見制度をはじめ、適切な権利擁護支援を受けられるまち

現状と課題

<制度に関する現状と課題>

えびな成年後見・総合相談センターを中核機関として、権利擁護が必要な方を支援する、地域連携ネットワークの活性化が必要です。

<高齢者の現状と課題>

認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、関係機関の連携等による地域で支え合う基盤の強化が必要です。

<障がい者の現状と課題>

「ともに認め合うまち・海老名宣言」を軸に、誰もが地域の一員として尊重される、個々のニーズに合った支援の充実が必要です。

1 中核機関の運営

中核機関は、地域において成年後見制度の利用が必要な方の支援を行い、専門職等による助言の確保や各関係機関との連携・協力する体制を構築することによって、「地域連携ネットワーク」の要となる役割を担います。

本市では、令和4年から「えびな成年後見・総合相談センター」を本計画の中核機関に位置付け、国が中核機関に求める4つの機能を満たす形で、センターの事業の継続と充実を図ってまいります。

■国の計画における中核機関の4つの機能に基づく、本市のセンターの事業

機能	事業内容	センターの事業
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関への制度の周知啓発 ●成年後見制度に係る講演会・研修会などの開催 ●成年後見制度の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●パンフレットの作成 ●講演会の開催 ●情報共有会議の開催
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ●後見利用の一般的な事項に関する相談支援 ●申立に関する相談支援 ●専門職等による専門相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的な相談体制 ●専門職等による相談 ●アドバイザー派遣
成年後見制度 利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> ●受任者調整（マッチング）等の支援 ●市民後見人の育成と活動の支援 ●日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 	<ul style="list-style-type: none"> ●受任調整会議の開催 ●市民後見人候補者名簿の作成 ●市民後見人のスキルアップ研修の開催 ●関係機関との研修の実施
後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人や親族後見人の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的な相談体制 ●専門職等による相談 ●関係機関との研修の実施

※ その他の機能

4つの機能が充実することにより、成年後見人等や本人を支援する関係者が不正を発見した際の相談先が明確になることから、関係者での見守り体制を強化することで、後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられるようになり、不正防止の効果も期待できます。

地域連携ネットワークは、全国どの地域においても、必要な方が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

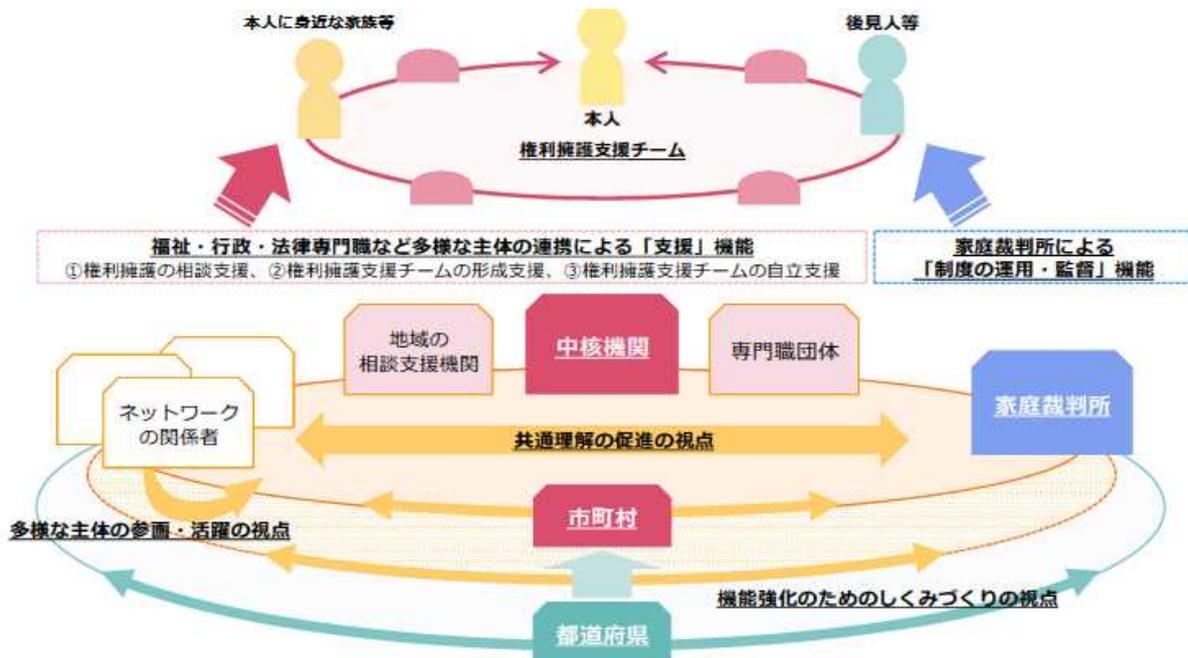
行政、中核機関、地域の関係機関、関係者等が連携して地域連携ネットワークを構築することにより、中核機関と共に先の中核機関の4つの機能の実行に努め、本人及び後見人の支援を行います。

本市では、センターにおいて、成年後見制度を含めた権利擁護について、各地域の課題の検討や個人情報に配慮した形で具体的な事例の概要を共有する情報共有会議を定期的を開催しています。

今後は、これまでに培った協力体制を発展させることによって、権利擁護に間接的に関わる関係者等を広く含んだ地域のネットワーク体制の強化に取り組みます。

地域連携ネットワークは、その体制の中に、後見人と本人に関わる関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」と、専門職等の団体や関係機関の協力・連携体制を強化するとともに、地域における課題の検討及び計画の進捗状況の確認を行う合議体である「協議会」の仕組みを持つものとします。

<権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ>



出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画

【本市における「チーム」・「協議会」のあり方】

(1) 「チーム」

「チーム」とは、親族及び本人を支援する関係者が協力して日常的に本人を見守り本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

本市では、センターにおいて、「チーム」に関わる関係機関に対し、チームとなって本人を継続的に支援することの重要性の周知啓発を行います。

(2) 「協議会」

「協議会」とは、関係機関の協力・連携体制を強化するとともに、地域における課題の検討及び計画の進捗状況の確認を行う合議体です。

本市では、センターが開催する「情報共有会議」で、課題の検討や事例の共有を行っており、当会議を「協議会」に位置付け、本人や本人を支援する関係者の支援を行えるような地域の体制作り及び専門職等の団体や関係機関の協力・連携体制の強化推進に取り組みます。

併せて、センターの運営について協議を行う「えびな成年後見・総合相談センター運営委員会」を、情報共有会議と共に本市の「協議会」に位置付け、運営委員会において、本計画の進捗状況の確認を行います。

本市では、情報共有会議及び運営委員会の2つの会議体を併せて「協議会」とし、それぞれの役割に応じた議題及び構成員で国の求める「協議会」としての役割を果たします。

【本市における協議会のあり方】

合議体	協議会	
	情報共有会議	運営委員会
役割	地域の課題の検討	計画の進捗状況の確認
事務局	中核機関 (えびな成年後見・総合相談センター)	
構成員	地域包括支援センター 障がい者相談支援事業者 行政職員 その他センターが 必要と認めた機関 (司法書士, 社会福祉士, 行政書士)	弁護士 司法書士 社会福祉士 行政書士 学識経験者(市内福祉団体代表) 行政職員
その他	弁護士が 事務局として参加	横浜家庭裁判所が オブザーバーとして参加

基本
施策 **3** 成年後見制度の利用支援の充実

本人の意思決定を尊重し、成年後見制度の適切な利用を支援するため、市民後見人の活用、制度の利用に関する助成、意思決定支援に取組み、制度の利用支援の充実を図ります。

■実施事業

事業	事業内容
市民後見人の活用	今後、成年後見制度の利用が拡大することによる専門職等の後見人の不足に対処するため、法人との複数後見や専門職等から市民後見人へのリレー形式での後見など、専門職等との連携を促進することによって市民後見人の積極的な活用を図ります。
成年後見制度の利用に関する助成	令和4年に制度を見直し、助成の対象を市長申立に限定したものから、本人や親族による申立に拡大するとともに、生活保護受給者から、一定の要件の低所得者にも拡大し、後見人等への報酬だけでなく、申立費用の助成もできるものとしており、制度の利用支援の充実を図ります。
意思決定支援	本人の意思や考えをできる限り尊重した支援を行う「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に則り、市内の関係機関に対して、意思決定支援の重要性を周知啓発することによって、より一層意思決定支援の理念を重視した権利擁護支援が行えるような体制の充実を図ります。

▼市民後見人出張出前講座の様子



「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

成年後見制度利用促進基本計画においては、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。(中略)

これを受けて、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体をメンバーとするワーキング・グループが立ち上げられ、令和元年5月以降、このワーキング・グループにおいて、指針の策定に向けた検討を進めてきました。(中略) 利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等を行い、最終的なとりまとめに向けた検討を進めてきましたが、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が完成しましたので、これを公表します。

(最高裁判所ホームページから抜粋)

https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaekata/index.html

◇ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則◇

(1) 意思決定支援の基本原則

第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

(2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

(「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」より一部抜粋)

基本理念

誰もがその意思決定を尊重され、自分らしく笑顔で暮らせるまち

基本施策

施策1

中核機関の運営

	事業	事業内容
①	広報機能	○関係機関への制度の周知啓発 ○成年後見制度に係る講演会・研修会などの開催 ○成年後見制度の普及啓発
②	相談機能	○後見利用の一般的な事項に関する相談支援 ○申立に関する相談支援 ○専門職等による専門相談支援
③	成年後見制度利用促進機能	○受任者調整(マッチング)等の支援 ○市民後見人の育成と活動の支援 ○日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
④	後見人支援機能	○市民後見人や親族後見人の支援

施策2

地域連携ネットワークの活性化

⑤	「チーム」	○チームとして支援することの重要性の周知啓発
⑥	「協議会」	○権利擁護支援に関する地域課題の検討 ○本計画の進捗状況の確認

施策3

成年後見制度の利用支援の充実

⑦	市民後見人の活用	○新たな市民後見人の養成 ○市民後見人を後見人候補者とする受任者調整
⑧	成年後見制度の利用に関する助成	○成年後見制度に係る報酬費用の助成 ○審判申立に係る費用の助成
⑨	意思決定支援	○関係機関に対する意思決定支援の重要性の周知啓発

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度に関心を持ち、後見人候補者として登録します。 ● 成年後見・総合相談センター相談窓口を利用し、困っている人に情報提供や支援を行います。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度に関する講座等を開催し、制度の重要性を市民に伝えます。 ● 見守り活動を通じて高齢者や障がい者の状況を把握し、必要に応じて成年後見制度を利用できるよう支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度に関する情報提供や相談窓口の整備、後見人候補者の登録支援を行い、市民に対する理解を深めるための啓発活動を実施します。 ● 後見人の養成・研修を行い、適切な支援が提供されるよう監督機能を果たします。

コラム
4

えびな成年後見・
総合相談センター

その人らしい暮らしを守る積極的権利擁護の視点にたち、分野を超えた総合的な相談体制を軸に、成年後見や福祉全般に関する相談（専門職による無料相談を含む）、市民後見人の養成・活動支援、市民向けの講演会の開催などを行い、安心した生活を送ることができる地域づくりを目指しています。

▼市社協 HP

「えびな成年後見・総合相談センター」

<https://www.ebina-shakyo.or.jp/seinenkouken>



えびな成年後見・総合相談センターパンフレット ▶

▼えびな成年後見・総合相談センター外観



基本目標5 誰一人取り残さないまちづくり

(海老名市再犯防止推進計画2025)

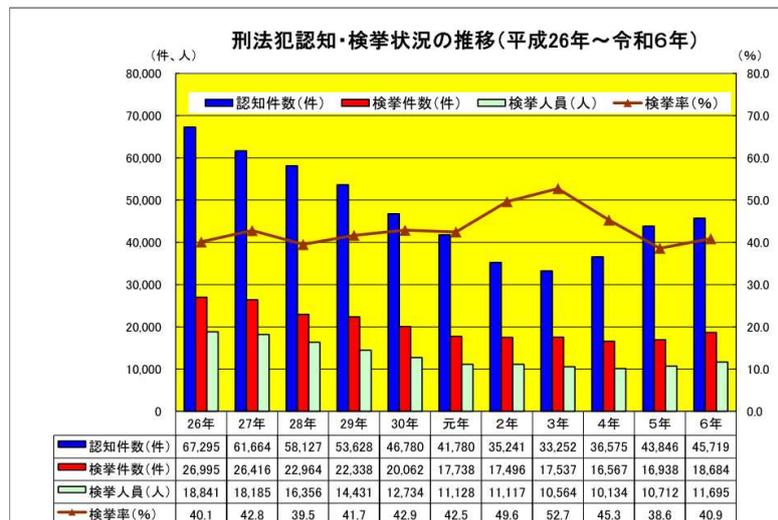
海老名市再犯防止推進計画2025の策定

近年、再犯率が高いことが社会問題として深刻化しており、特に刑務所出所者や保護観察対象者が再犯を繰り返す現状が浮き彫りになっています。

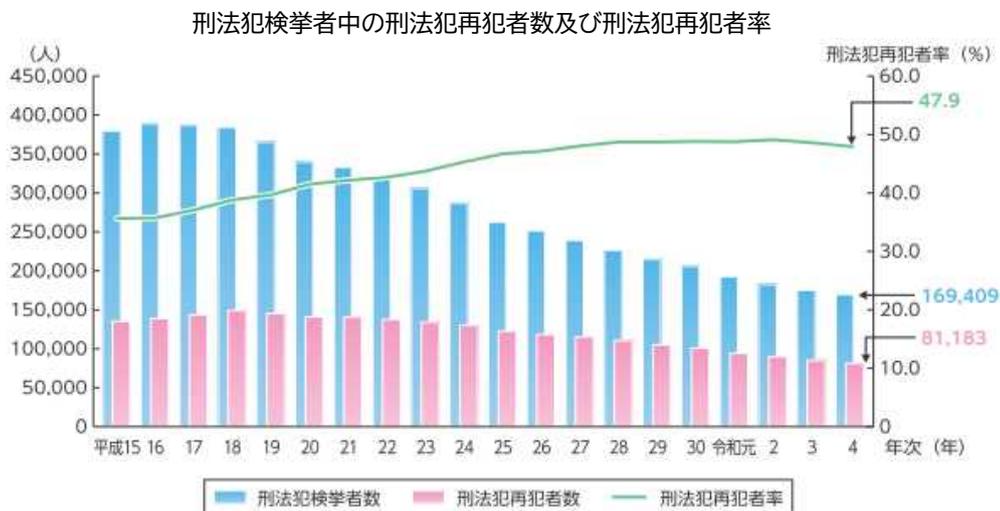
このため、出所者が再び罪を犯さないように支援するための具体的な施策が急務となっています。

本計画は、再犯を防止するために、行政、市民、団体、福祉機関、民間協力者などさまざまな関係機関が連携し、特に就労支援や居住支援といった生活基盤を安定させるための支援が重要です。

また、地域全体で出所者を支援し、受け入れる意識を高めることが求められています。地域ごとの実情に即した支援を行い、再犯を未然に防ぐだけでなく、出所者が社会で自立できる環境を整備することを目的に本計画を策定するものです。



出典：神奈川県警察本部作成 犯罪統計資料(年間数値、令和6年のみ12月暫定値)



出典：法務省 令和5年版再犯防止推進白書

現状と課題

再犯防止は地域社会の安全と共生を実現するために重要な課題となっています。刑務所出所者や保護観察対象者が社会復帰する際、就労支援や居住支援が不十分であることが再犯の要因とされています。

また、課題を抱える人々への支援が不足している現状があります。

市民アンケートでは、再犯防止施策として、保護司や協力雇用主等の民間協力者に対する支援、広報活動の推進、対象者への就労や住居の支援が必要とされています。

福祉・医療・教育・労働など多様な分野での連携が不可欠であり、包括的な支援体制の強化が再犯防止に向けた重要な課題です。

基本 施策

1 市民等の関心と理解の醸成

犯罪や非行をした人たちの更生について広く住民の理解を得るため、それぞれの立場において犯罪や非行のない地域社会を築きます。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none">●地域で開催される「社会を明るくする運動」に参加します。●地域で更生保護を支えるボランティアや団体の取組みに関心を持ちます。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none">●犯罪や非行をした人が社会的に孤立することを防ぐため、あらゆる世代や人を結びつけるための事業「社会を明るくする運動」に協力します。
行政	<ul style="list-style-type: none">●「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間などの取組を通して広報・啓発活動を進めます。●地域による見守り活動などの防犯活動への支援に取り組みます。

2 関係機関・団体の支援及び連携強化

再犯防止のため、保護司会や更生保護女性会など関係機関や団体との連携を強化し、情報共有や支援体制を構築します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のイベントやボランティア活動に参加します。 ●支援団体への寄付や協力を行います。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●「社会を明るくする運動」を中心に、出所者や保護観察対象者が地域社会に溶け込めるよう、地域住民の理解の醸成に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪をした人等の地域での生活を支援する保護司やボランティアなど、民間協力者の活動を支援します。 ●保護司の人材の確保、保護司の安心・安全な活動の持続化に向けて、保護観察所等の関係機関との連携を図ります。

3 罪を犯した人等の社会復帰支援

罪を犯した人が再び社会に適応し、再犯を防ぐために、就労支援や生活支援などを提供します。経済的・社会的自立を促し、地域社会の安全と安定に寄与します。

— 主体ごとに期待される役割と取組み —

個人	<ul style="list-style-type: none"> ●罪を犯した人に対して偏見を持たず、就労や社会参加を支援します。
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ●病院等が実施する、罪を犯した人の社会復帰を支援するためのプログラムや居場所づくりと連携します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●居住支援、就労支援をはじめとする福祉的な支援を行います。 ●再犯防止のための適切な支援につなげるため、市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供や、関係機関との情報共有を図ります。

第4章 プランの推進

1 推進体制

(1) 社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置付けられており、本計画の実施計画となる「地域福祉活動計画」を策定・改定し、地域の特性に合わせた地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と海老名市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための両輪であり、相互補完のある計画です。

そのため、行政と協働して本計画の推進を図るとともに、大きな役割を担うことが期待されています。

社会福祉協議会は、地域福祉推進に向けた環境づくりや自ら直接サービスを提供するプレイヤーの役割だけでなく、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政との連携を図りつつ、地域福祉推進の中心的な存在であり、コーディネーターとしての機能も求められます。

また、市民の視点に立って、地域における多様なニーズを拾い上げ、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

(2) 計画推進にあたって

本計画については、市の公式ホームページに掲載するとともに、各地域における会議などを通して、広く浸透を図ります。

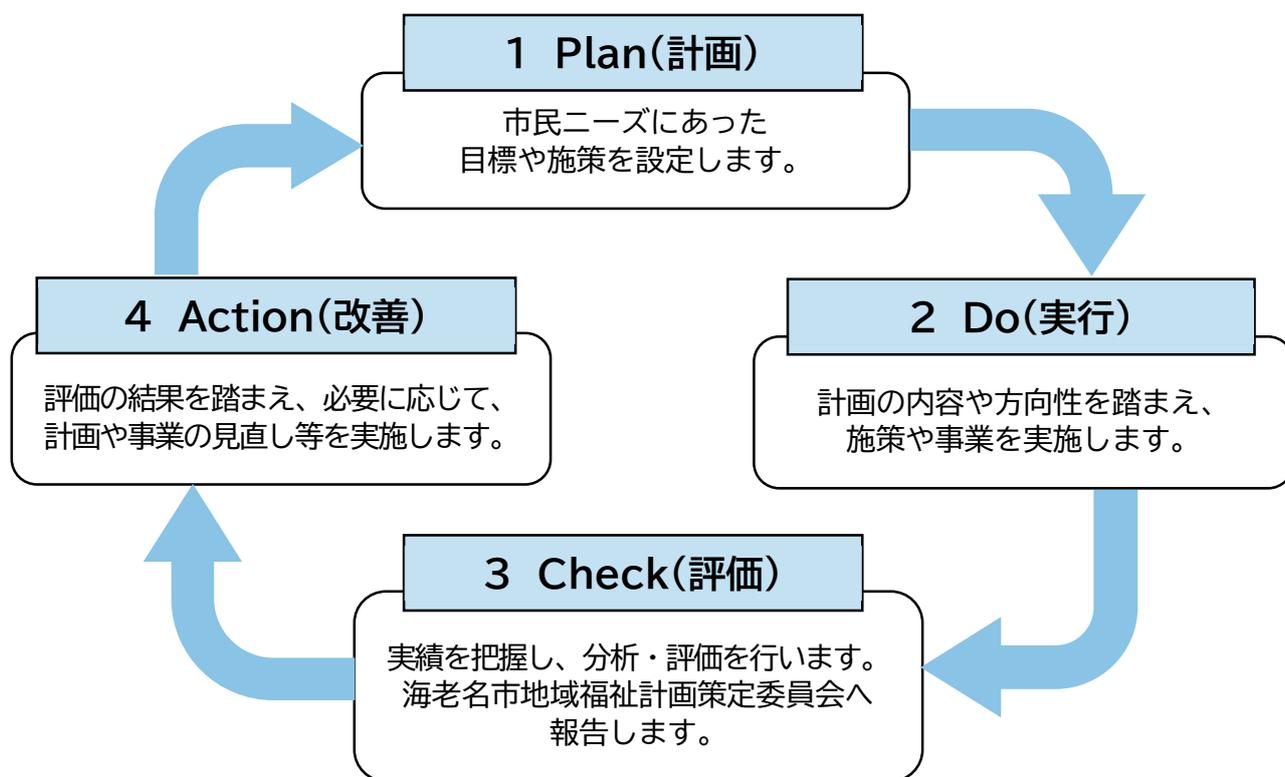
また、海老名市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、地域福祉を担う団体である、民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会、NPO、ボランティア団体などとの協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。

さらに、地域住民の抱える、多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

2 進行管理

計画を着実に進めていくには、計画を立案（Plan）し、実行（Do）し、基本目標の達成に向けて適切に評価（Check）し、必要に応じて改善（Action）していけるよう、マネジメントサイクル（PDCA）を活用して、進捗管理することが必要です。

進捗管理については、社会福祉法 107 条第 3 項の規定に則り、毎年度、行政における取り組みの状況を「海老名市地域福祉計画策定委員会」に報告し、必要に応じて見直しや改善を検討しながら、効果的な計画の進捗管理を行っていきます。

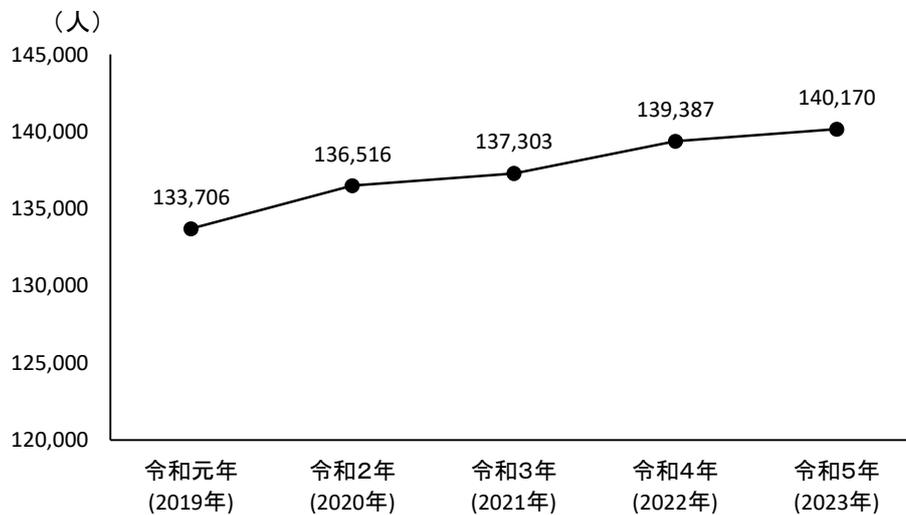


1 統計から見るえびな

(1) 人口及び世帯数の状況

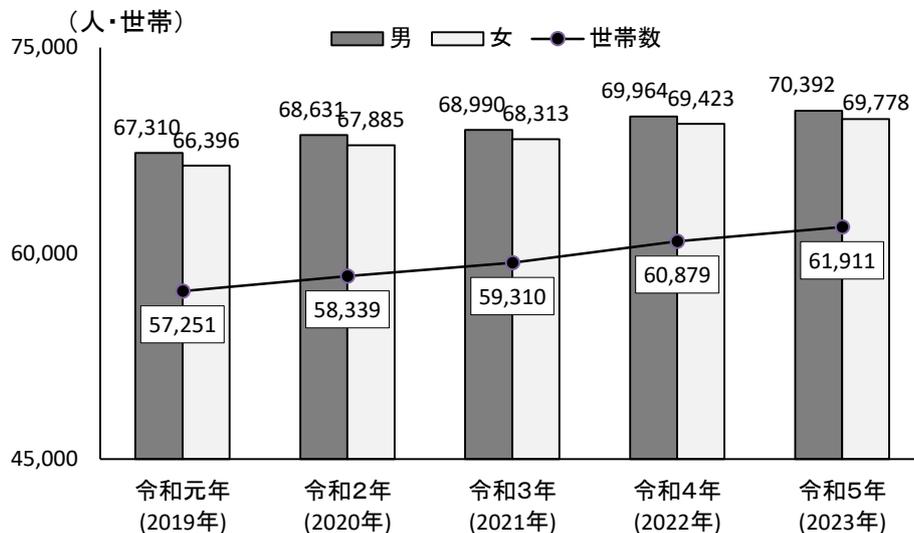
海老名市の人口は、増加の傾向にあり、直近5年の間でおよそ6,500人増加し、総人口は令和5（2023）年に14万人を超えています。また、世帯数についても約4,700世帯増加しています。

■ 総人口の推移



出典：統計えびな（IT推進課）

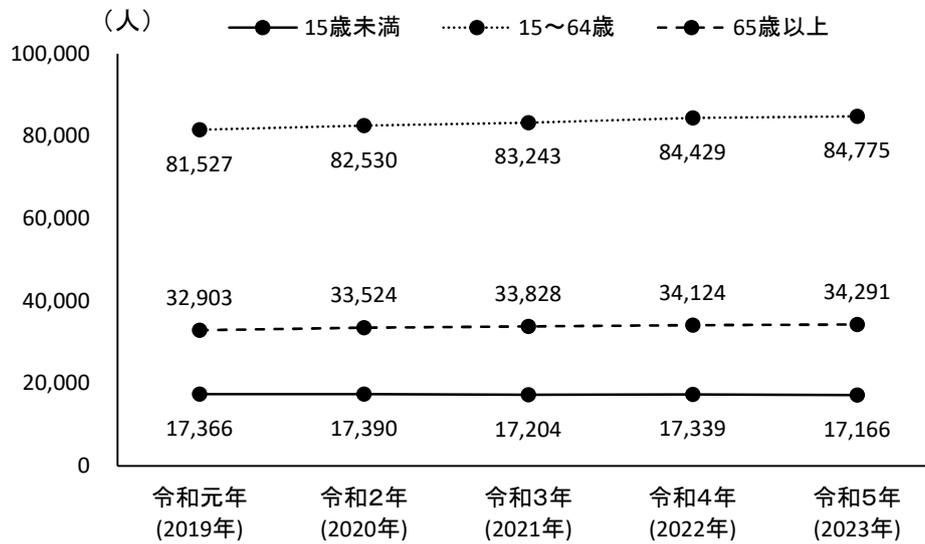
■ 男女別人口・総世帯数の推移



出典：統計えびな（IT推進課）

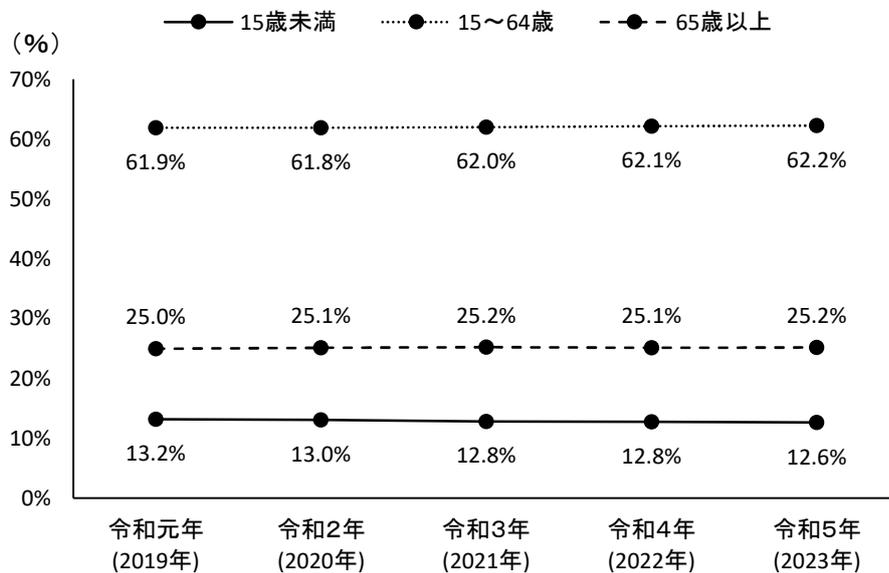
海老名市の15歳未満の年少人口は微減傾向、15～64歳の生産年齢人口は横ばいとなり、65歳以上の高齢者人口は微増傾向となっています。

■ 年齢階層別人口



出典：統計えびな（窓口サービス課）

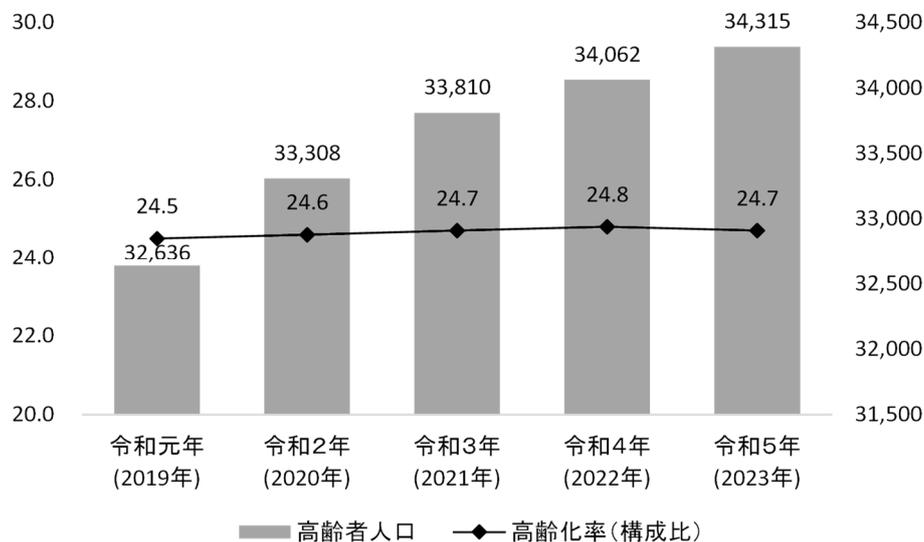
■ 年齢階層別人口比率の推移



出典：統計えびな（窓口サービス課）

■ 高齢者人口

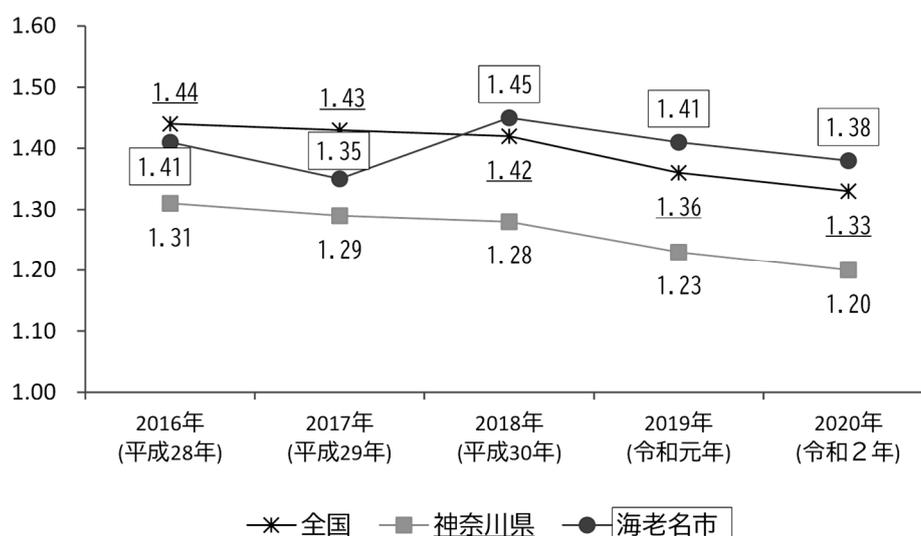
海老名市における高齢化率は令和5（2023）年度において24.7%であり、およそ4人に1人が高齢者となっています。



出典：統計えびな（地域包括ケア推進課）

■ 合計特殊出生率の推移

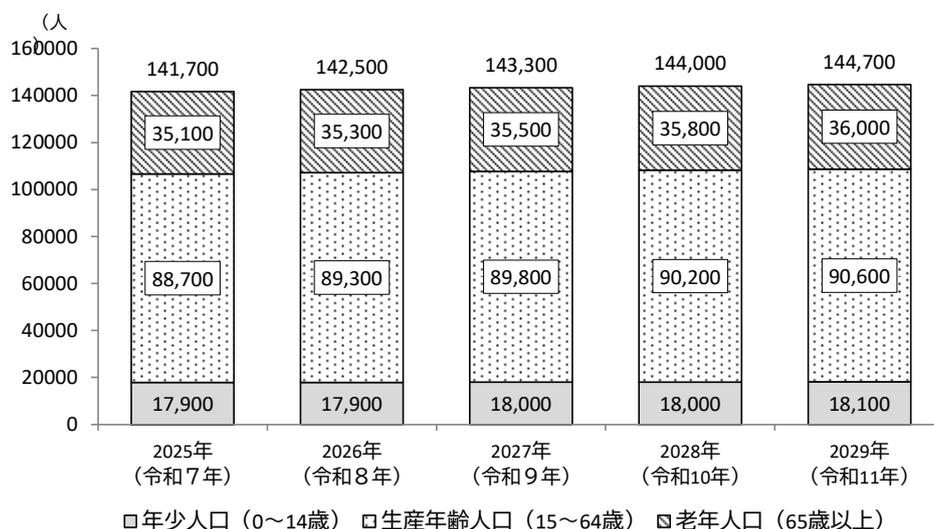
本市の合計特殊出生率は、平成30（2018）年に1.45と増加し、以降は微減傾向となっていますが、全国、神奈川県よりも高い水準にあります。



出典：統計えびな（IT推進課（神奈川県衛生統計年報））

■ 将来の年齢階層別人口の推移（推計）

計画期間における人口は、今後も増加を続けると推計され、令和11（2029）年の計画人口は概ね144,700人と想定します。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分人口において、いずれも計画期間中は増加傾向が継続します。

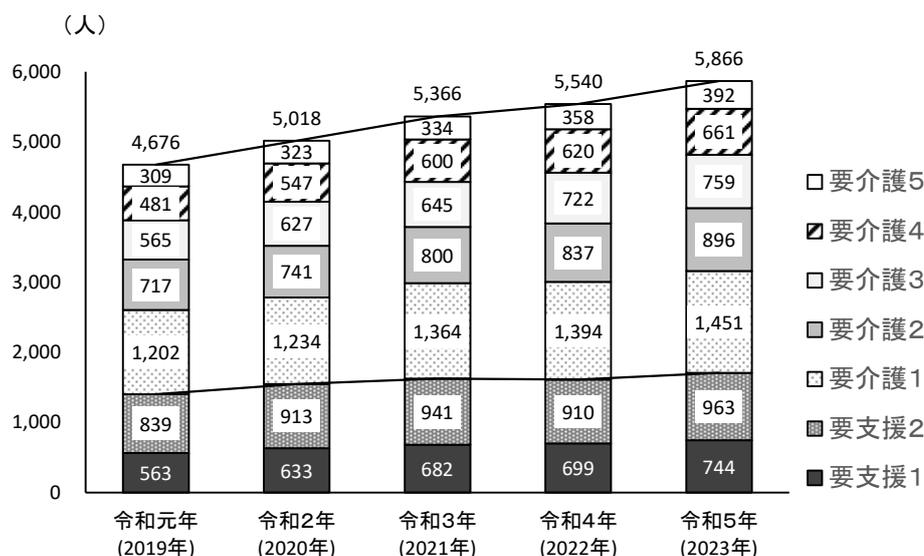


出典：えびな未来創造プラン 2020

(2) 支援を必要とする人の状況

■ 要支援認定・要介護認定状況

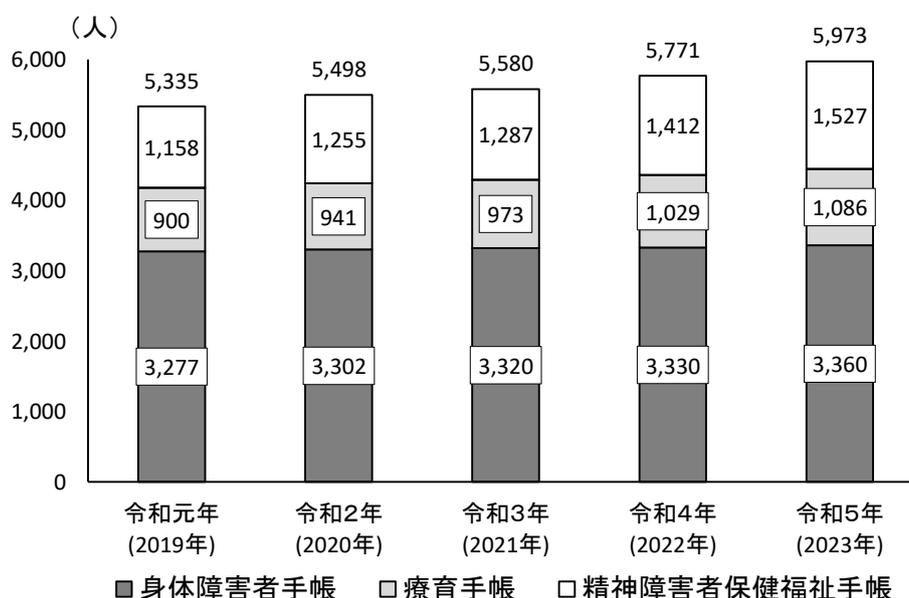
海老名市では、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定を受けている人も増加し続けています。直近5年の間に、要支援・要介護認定者の総数は、約1,200人増加しています。



出典：神奈川県介護保険事業状況報告

■ 障害者手帳の所持者の推移

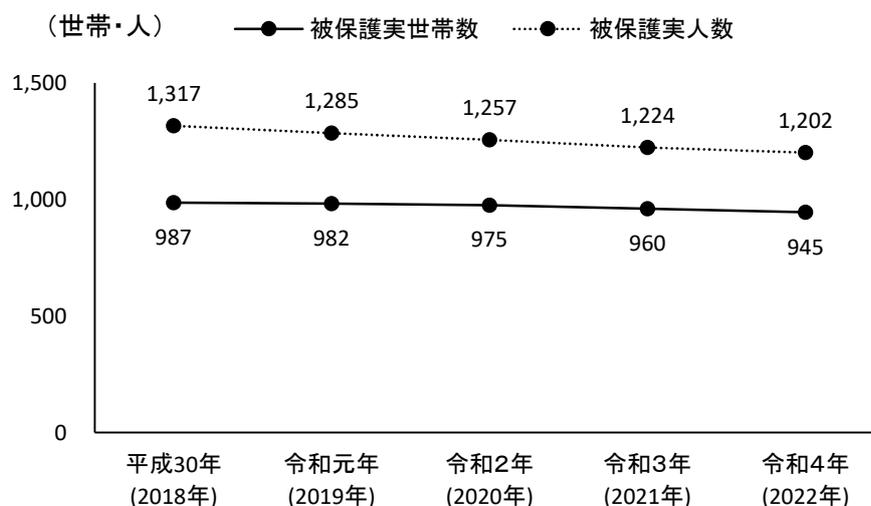
障害者手帳所持者の数は年々増加しており、令和5（2023）年度においては、5,973 人となっています。身体障害者手帳及び療育手帳は微増傾向、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向が続いており、精神障害者保健福祉手帳においては令和元（2019）年度と比較し、369 人増えています。



出典：統計えびな（障がい福祉課）

■ 生活保護受給の状況

海老名市における生活保護受給世帯及び受給者数は、令和4（2022）年において945世帯、1,202人であり、直近5年の間、受給者数及び受給世帯は微減傾向にあります。



出典：統計えびな（生活支援課）

2 アンケートから見るえびな

計画の策定に向けて、市内在住の満 20 歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施しました。

また、地域福祉に関する団体関係者の意見や考え方を把握し、計画に反映させるため、広く地域福祉活動に携わっている関係機関及び団体に計画の概要を説明し、素案に対しての意見聴取を実施しました。

(1) 実施概要

市民アンケート調査

調査地域	海老名市全域
調査対象	市内在住の満 20 歳以上の個人 1,400 人
抽出方法	海老名市住民基本台帳に基づく無作為抽出法
調査方法	【配布】 郵送 【回収】 郵送及び回答用ウェブサイト
調査期間	令和 6 年 6 月 26 日（水）～ 8 月 19 日（月）
回収結果	630 件（45.0%）【内訳】 郵送：391 件（27.9%）、Web：239 件（17.1%）

関係機関及び団体からの意見聴取

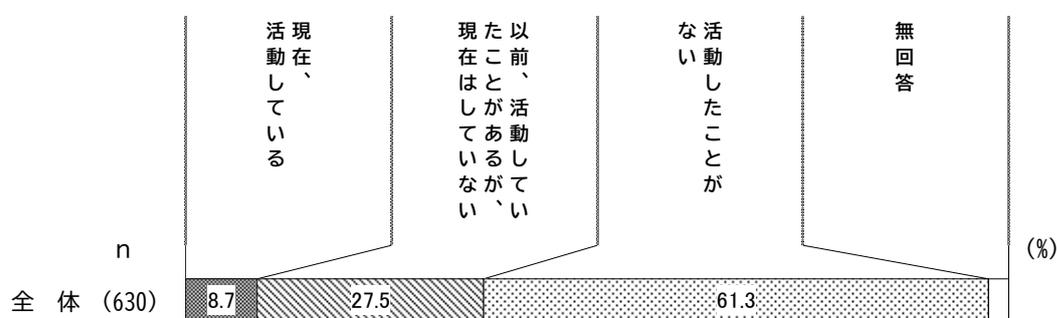
関係機関 及び団体	【高齢者関係】 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、デイサービス事業所、利用者団体 【障がい者関係】 相談支援事業所、利用者団体 【その他】 海老名市社会福祉協議会、海老名市自治会連絡協議会、海老名市民生委員児童委員協議会
募集期間	令和 6 年 12 月 6 日（金）から令和 7 年 1 月 6 日（月）まで
提出件数	11 件（社協 1 件、自治会 8 件、民児協 2 件）

(2) 主な調査結果

本計画の策定にあたって実施した市民アンケート調査結果からみられる地域福祉等に関わる現況は以下のとおりとなっています。

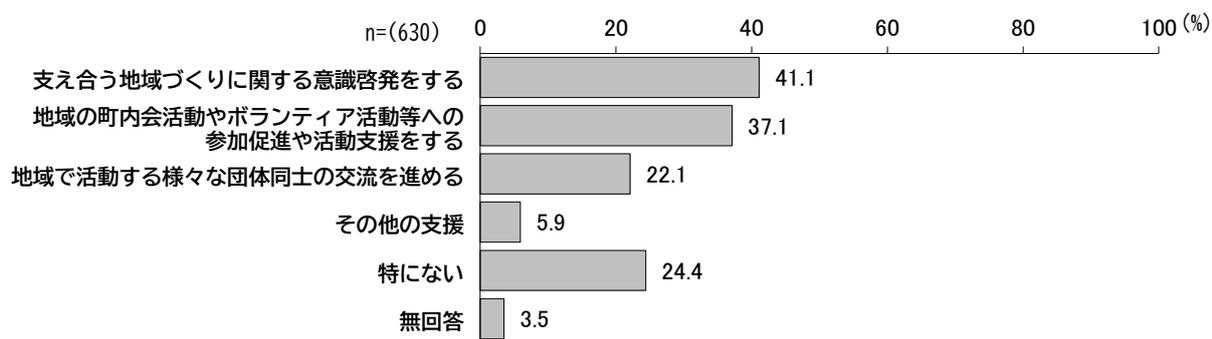
■ 地域福祉の担い手

ボランティア・市民活動をした経験は、「現在、活動している」(8.7% 前回比4.7ポイント減)と「以前、活動していたことがあるが、現在はしていない」(27.5% 前回比9.0ポイント増)を合わせた『活動経験あり』が36.2%となっています。一方、「活動したことがない」は61.3%(前回比5.3ポイント減)を占めています。



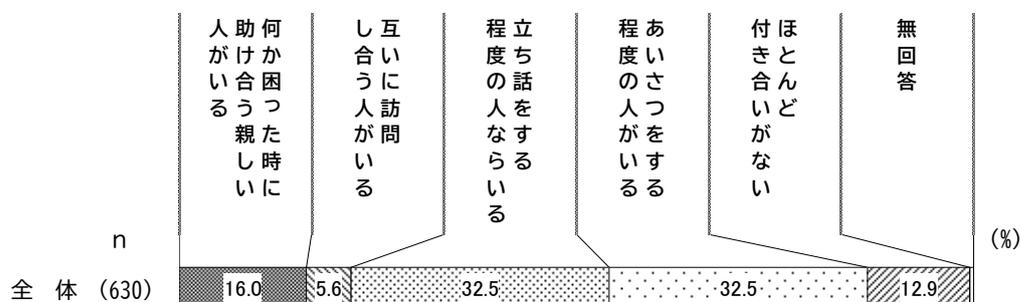
■ 地域福祉の意識づくり

近隣住民同士が支え合う地域づくりに必要だと思う市の支援は、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」が最も高く41.1%でした。



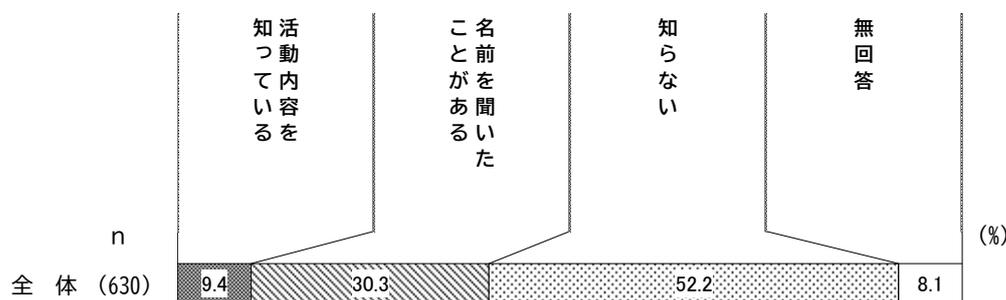
■ 市民ネットワークの形成

近所付き合いの程度として、「何か困った時に助け合う親しい人がいる」、「互いに訪問し合う人がいる」と答えた人が合わせて21.6%（前回比0.4減）となっており、隣近所と深くつながりを持っている方が少ない状況です。



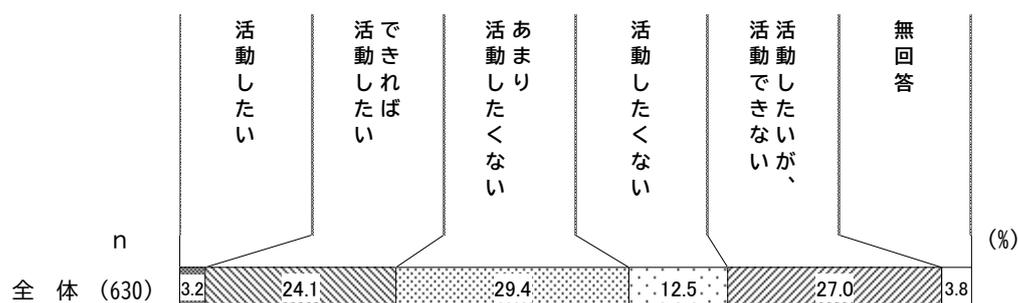
■ 地域の拠点整備

地区社会福祉協議会の認知度を尋ねたところ、「名前を聞いたことがある」(30.3% 前回比9.2ポイント減)は減少しており、「活動内容を知っている」(9.4% 前回比0.4ポイント増)は微増、「知らない」(52.2% 前回比6.0ポイント増)は増加しています。



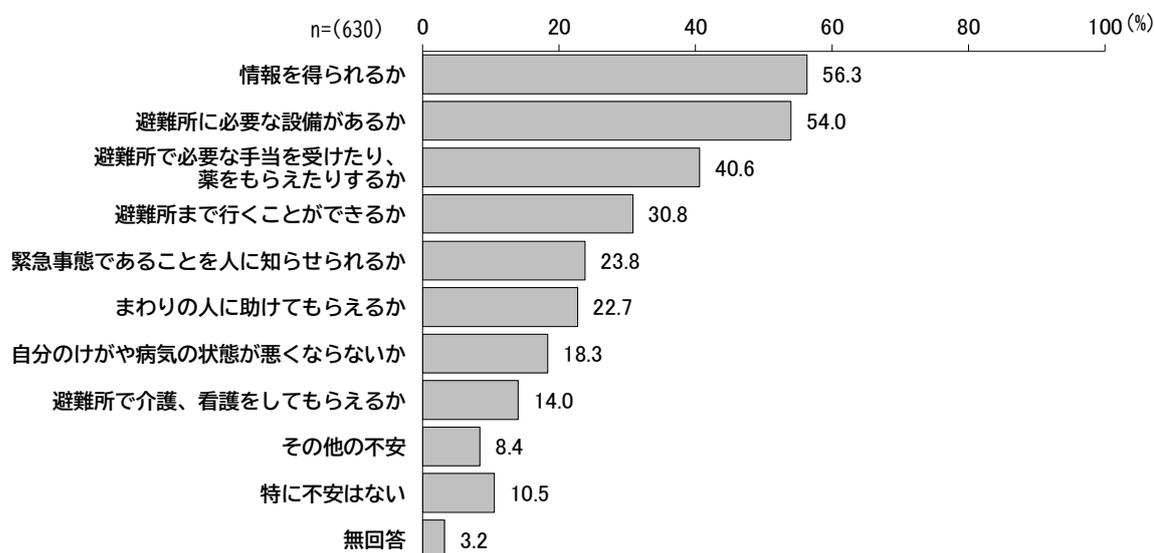
■ ボランティア活動等の推進

ボランティア・市民活動への今後の参加意向について聞いたところ、「活動したい」(3.2% 前回比4.3ポイント減)と「できれば活動したい」(24.1% 前回比3.2ポイント減)を合わせた『活動したい』は27.3%（前回比7.5ポイント減）でした。一方、「あまり活動したくない」(29.4% 前回比5.0ポイント増)と「活動したくない」(12.5% 前回比2.7ポイント増)を合わせた『活動したくない』は41.9%（前回比7.7ポイント増）となっています。



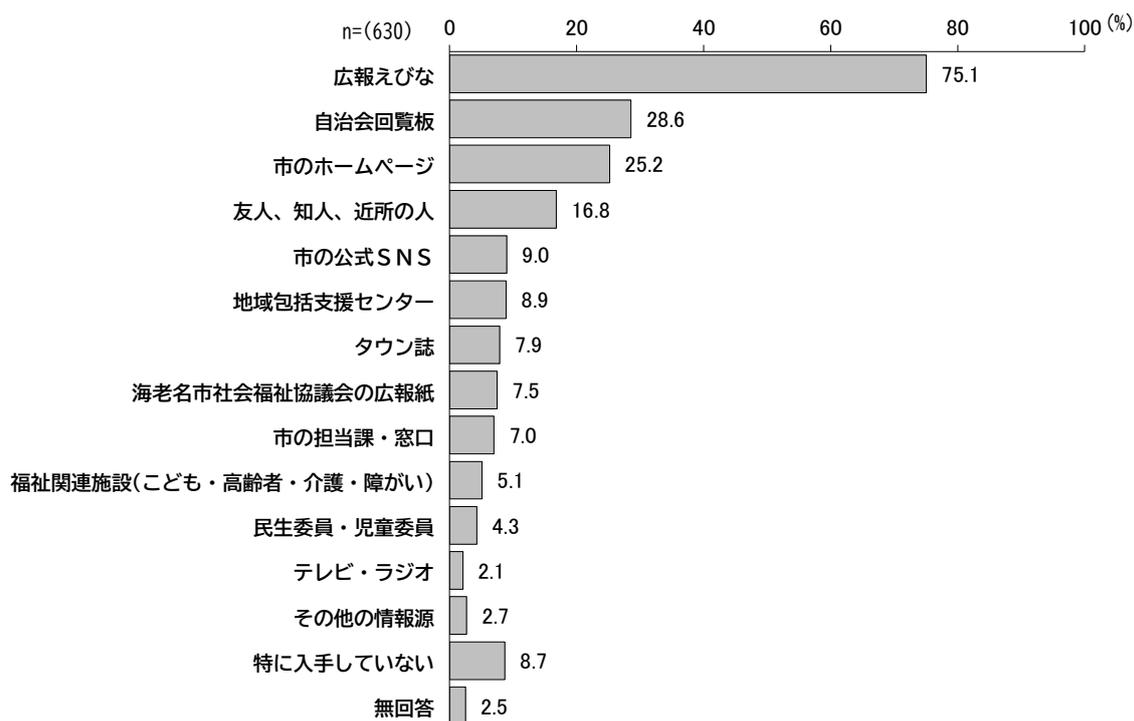
■ 災害等における福祉的支援

災害時の避難や対応について不安に思うことについては、「情報を得られるか」が最も高く、56.3%（前回比 3.0 ポイント減）でした。以下、「避難所に必要な設備があるか」（54.0% 前回比 8.0 ポイント増）、「避難所で必要な手当を受けたり、薬をもらえたりするか」（40.6% 前回比 6.0 ポイント増）の順になっています。



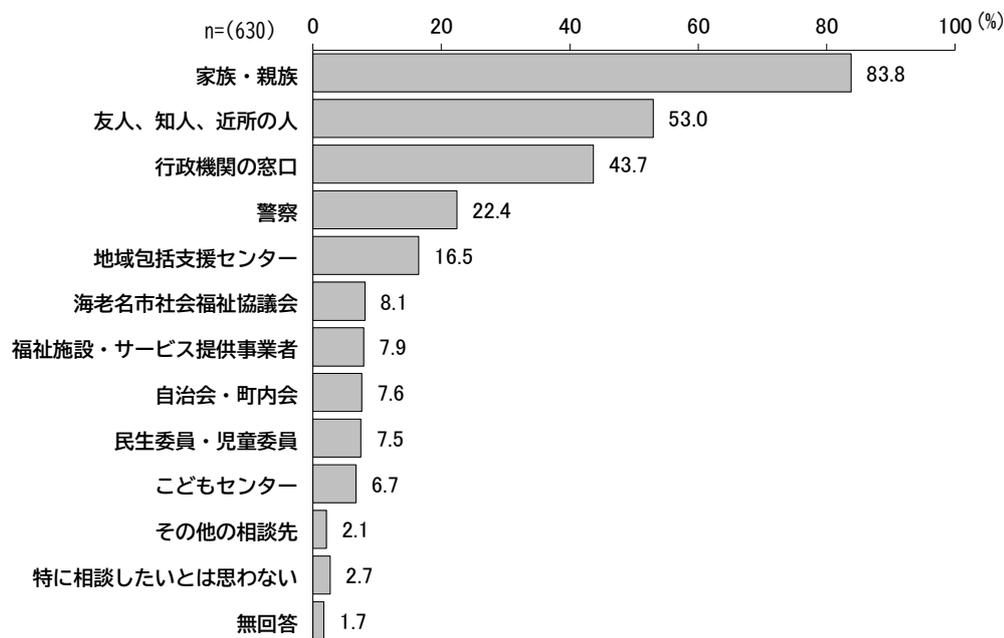
■ 情報提供の仕組づくり

福祉に関する情報の入手先として、「広報えびな」が 75.1%（前回比 5.3 ポイント減）と最も高く、以降は「自治会回覧板」（28.6% 前回比 1.1 ポイント増）、「市のホームページ」（25.2% 前回比 9.3 ポイント増）と続いています。



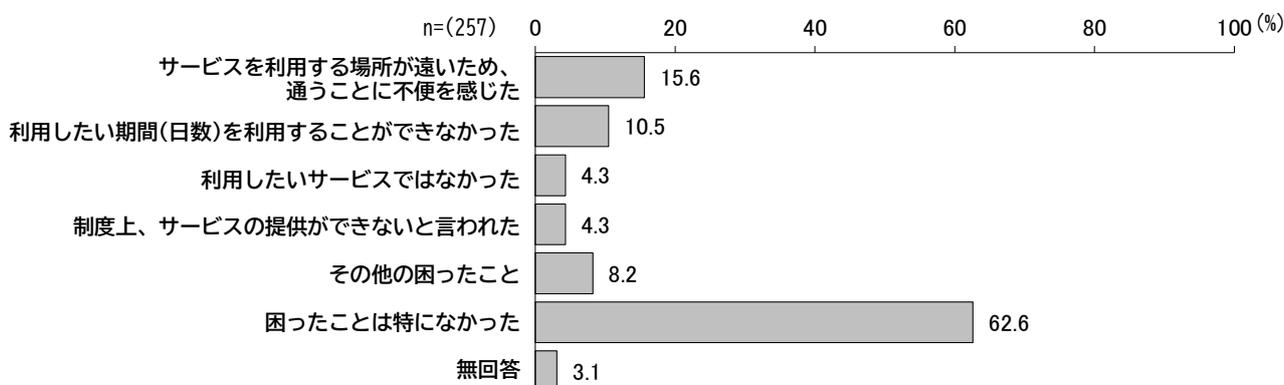
■ 相談支援の仕組づくり

暮らしの中の困り事や悩みごとの相談先について聞いたところ、「家族・親族」が最も高く 83.8%（前回比 3.8 ポイント減）でした。以下、「友人、知人、近所の人」（53.0% 前回比 0.2 ポイント減）、「行政機関の窓口」（43.7% 前回比 3.8 ポイント減）の順になっています。



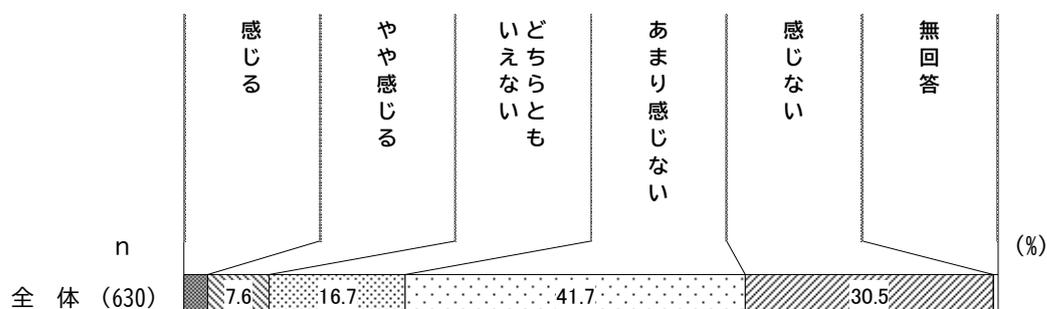
■ 地域福祉に関する事業の健全育成

福祉サービスの利用経験が有る人の中で、福祉サービスの利用にあたって困ったことについては、「サービスを利用する場所が遠いため、通うことに不便を感じた」（15.6% 前回比 2.8 ポイント減）、「利用したい期間（日数）を利用することができなかった」（10.5% 前回比 2.0 ポイント減）が高く、困ったこととしていずれかの項目に回答した割合は 34.3%（前回比 5.8 ポイント減）となっています。



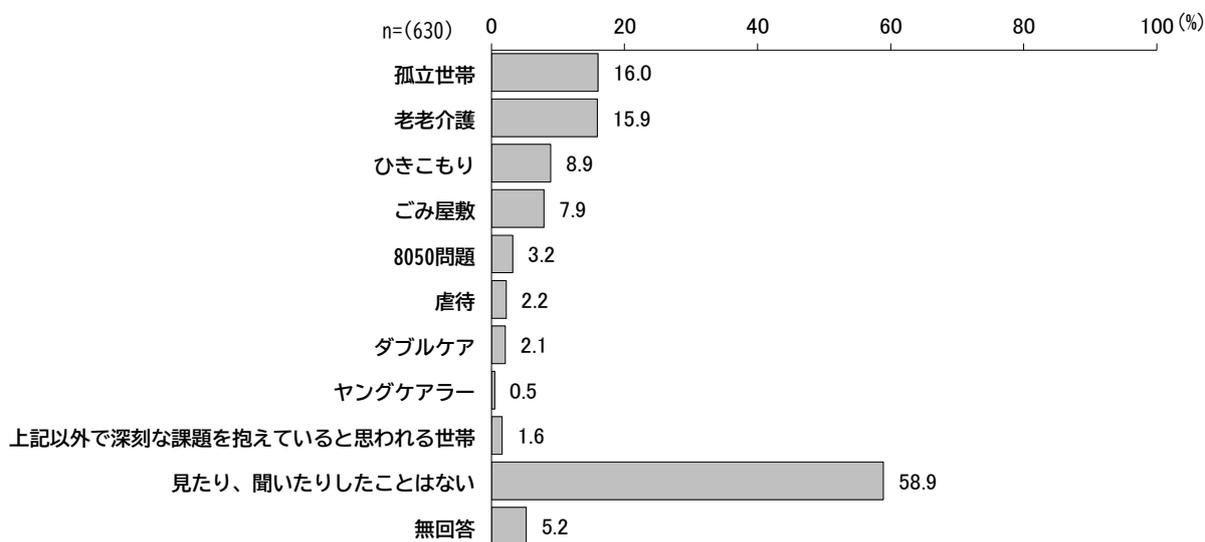
■ 心の健康を支える仕組づくり

地域での孤立感について聞いたところ、「感じる」(2.9% 前回比0.3ポイント増)と「やや感じる」(7.6% 前回比6.2ポイント減)を合わせた『感じる』は10.5%(前回比5.9ポイント減)となっており、前回調査よりも孤立感はやや解消されています。



■ 協働社会への体制整備

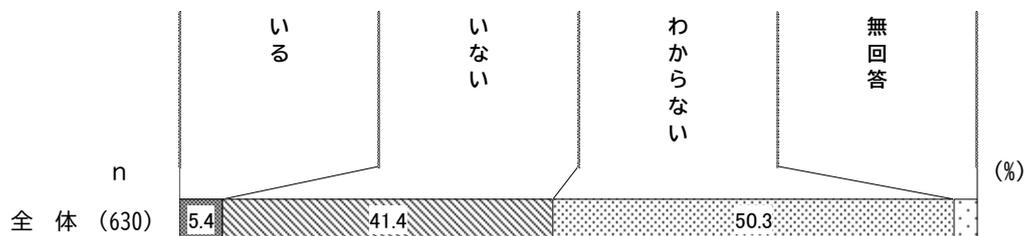
地域で見たり聞いたりしたことがある課題は、「近隣や地域と関わりをもたない世帯(孤立世帯)」(16.0%)「高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯(老老介護)」(15.9%)が特に高く、以降は「自宅にひきこもっている人がいると思われる世帯(ひきこもり)」(8.9%)「大量のごみが自宅や周辺に放置されている世帯(ごみ屋敷)」(7.9%)と続いています。一方、「見たり、聞いたりしたことはない」は約6割を占めています。



孤立世帯	近隣や地域と関わりをもたない世帯
老老介護	高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯
ひきこもり	自宅にひきこもっている人がいると思われる世帯
ごみ屋敷	大量のごみが自宅や周辺に放置されている世帯
8050問題	高齢の親がひきこもり状態にある中高年の子どもの生活を支えている世帯
虐待	家族の間で虐待が疑われる世帯
ダブルケア	子育てと親の介護を一人で同時に抱えている世帯
ヤングケアラー	未成年の子どもが家族の介護などによって、自分の時間をもてない世帯

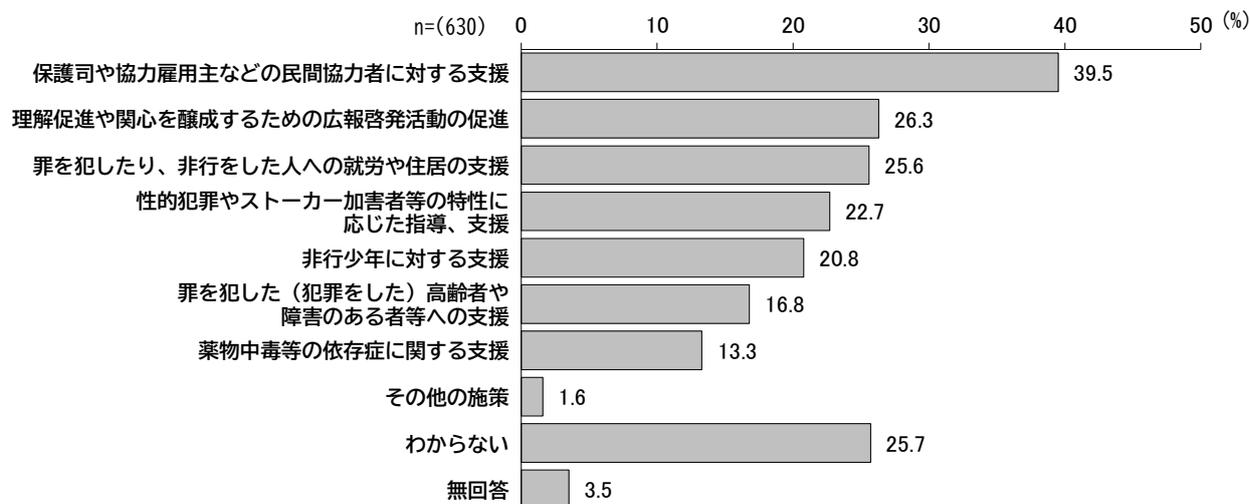
■ 生活困窮者等の自立支援

身の回りに生活に困っている人がいるかどうかについては、「いる」と答えた人が5.4%、「いない」と答えた人が41.4%、「わからない」と答えた人が50.3%となっています。



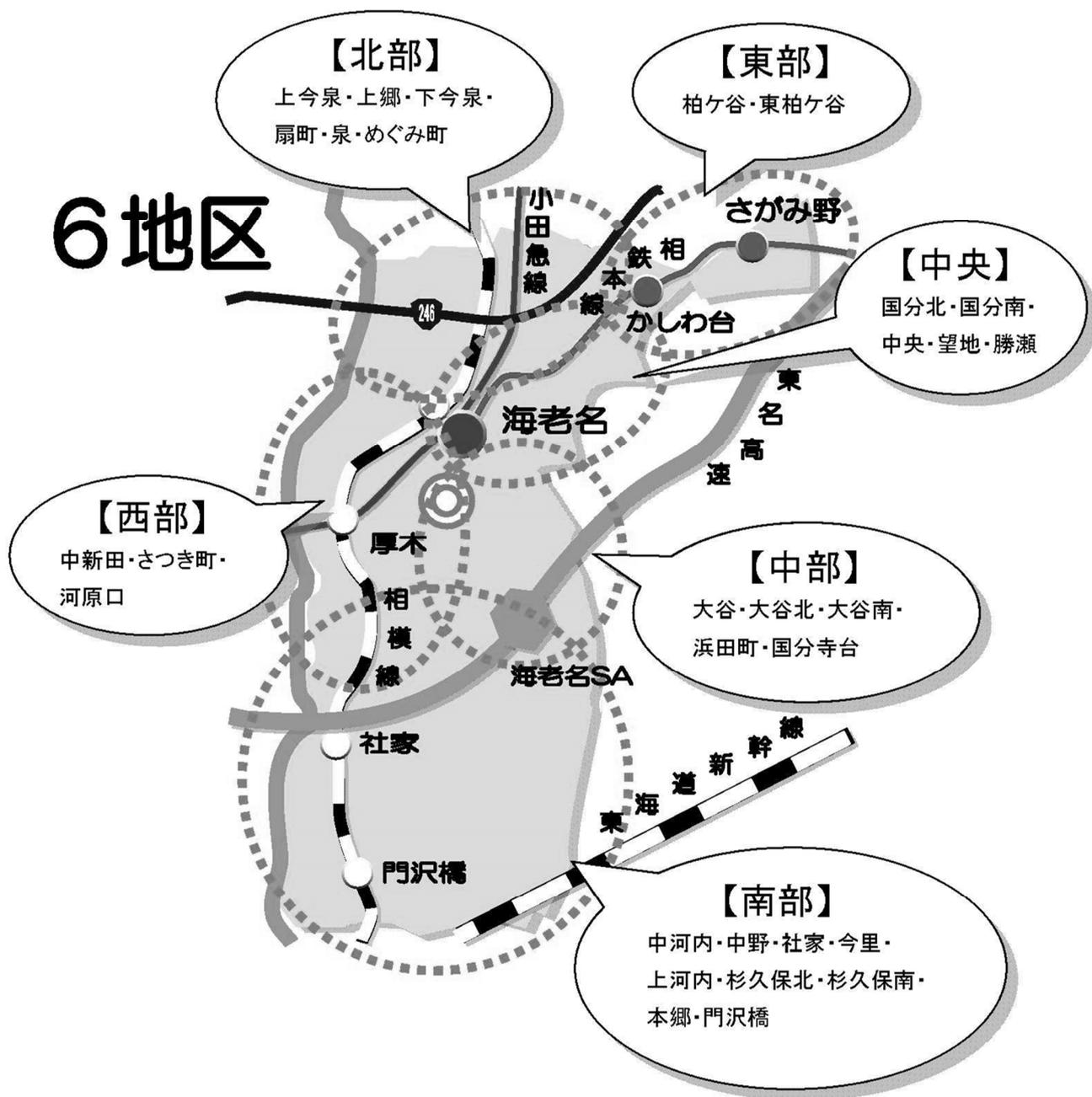
■ 再犯防止対策

市が力を入れていくべき再犯防止施策を尋ねたところ、「保護司や協力雇用主などの民間協力者に対する支援」が39.5%で最も高く、以降は「理解促進や関心を醸成するための広報啓発活動の促進」(26.3%)、「罪を犯したり、非行をした人への就労や住居の支援」(25.6%)、「性的犯罪やストーカー加害者等の特性に応じた指導、支援」(22.7%)と続いています。



3 えびなの中規模圏域別の現状

海老名市を6地区（地区民生委員児童委員協議会の北部・東部・中央・中部・西部・南部）に分けた、それぞれの地区の特色や活動などについて示します。



北部地区

地区の特色・現状

北部地区は、海老名駅西口方面に大規模商業施設があり、大型マンションの建設が予定されているなど、急速に都市化が進んでいます。週末には、買い物などの目的で多くの人が集まってくる環境となっています。

地区内にはおよそ 28,000 人が暮らしています。海老名駅西口開発により整備された地域、座間丘陵東側の坂が多く、交通の便が悪い地域などが存在します。地域内には、コミュニティバスが運行され、地域の足として活躍しています。また、ぬくもり号の運行により、高齢者等の外出支援に役立っています。

地区での主な活動

各地域で美化活動や防犯パトロールが展開されています。自治会を中心とした班単位・町内単位での活動は、地域福祉の基本である「近所づきあい」の機会を提供しています。また、マンションなどの新しい地域も子どもをキーワードに事業を開催、地域ニーズに応じた活動を展開しています。

各地域で開催されている“サロン”では、お茶のみという「小さなあつまり」から、健康をテーマとした講習会や体操・ハーモニカ教室といった「目的を持った集い」へと、地域の自由な居場所作りが工夫されています。

地区データ

人 口	28,186 人
年少人口(15歳未満)	4,553 人
生産年齢人口(15~64歳)	17,664 人
老年人口(65歳以上)	5,969 人
年少人口割合(15歳未満)	16.2 %
高齢化率(65歳以上)	21.2 %
世帯数	12,440 世帯

(令和6年10月1日現在)

東部地区

地区の特色・現状

大和市・座間市・綾瀬市の3自治体と区域を接する特色があります。地域活動を考える場合、地域に住む海老名市民だけでなく、隣接市住民の動向も配慮して活動を展開しています。

地区内には約22,000人が暮らしています。相模鉄道かしわ台・さがみ野の2駅があり、利便性が高く、さまざまな人が集まってくる環境となっています。特に東柏ヶ谷地域は、駅前を中心に集合住宅が多く、核家族や独居世帯の割合が高くなっています。また、転入された方が地域活動に携わる機会が少なくなっていることから、自治会加入率の低迷など地域性が希薄となっているのが現状です。

高齢者等の外出支援として、東柏ヶ谷の地区と病院や、市役所などの公共施設を巡回する、さくら号が運行しています。

地区での主な活動

自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、子ども会、青少年指導員、防災指導員、女性防火推進員など、福祉から防犯防災の各分野まで、地域で活動している組織は多種多様にあります。ゆめクラブなどのサークルも、地域福祉活動の一環だと考えています。

自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員が行っている「子育てサロン」や高齢者ふれあい昼食会、近隣地区住民も参加する「大塚ふるさとまつり」小中学校の生徒達と地域の方が参加する「コミュニティースクール」活動など、“地域ぐるみ”で相互に交流を図り、協力・協調の輪を広げたいと考えています。

地区データ

人 口	22,428 人
年少人口(15歳未満)	2,196 人
生産年齢人口(15~64歳)	14,796 人
老年人口(65歳以上)	5,436 人
年少人口割合(15歳未満)	9.8 %
高齢化率(65歳以上)	24.2 %
世 帯 数	11,295 世帯

(令和6年10月1日現在)

中央地区

地区の特色・現状

中央地区は、小田急や相鉄の沿線開発による大規模団地が国分や望地に、さらに海老名駅前中央地域マンション群と、地区内人口が25,700人を超える人口密集地区です。

海老名駅周辺の大規模商業施設や大規模マンションによって市街地を形成する区域、相模国分寺遺跡周辺など、昔からの市街地が存在する地域、高度経済成長期の大規模開発による新興住宅区域の概ね3つの地域に分類されます。地域全体の共通課題として、住民相互の日常のコミュニケーション不足、高齢化による福祉サービスへのニーズの増大、市の中心地として駅や大型商業施設が複数あることから犯罪増加等の対応力強化が求められています。

高齢化率は地域に偏りがあり、一部地域では28%以上と市の平均を超えるところもある。

地区内には、交通不便地域の解消のため、コミュニティバスが運行され、地域の足として活躍しているものの、近くに商店がない、坂がきついなどの事情によって、交通不便、買い物不便地域であるところもあります。

地区での主な活動

地域内では、12の自治会からなる連合会と3つの単一自治会があり、それぞれの地域で、美化活動、自主防犯活動、防災活動等を行っています。

地区社会福祉協議会も2つあり、健康をテーマとした講習会や体操教室、昼食会等の居場所づくりのためのサロン活動を9箇所で開催しています。

また、2つある中学校区ごとに、青少年健全育成連絡協議会を組織し、自治会長、学校長、PTA会長、保護司、民生委員・児童委員、青少年指導員等が連帯し、朝のあいさつ運動、ポスターコンクール、愛のパトロール等の活動を通じて、地域の児童生徒を見守っています。

地区データ

人 口	25,997 人
年少人口(15歳未満)	3,114 人
生産年齢人口(15~64歳)	17,123 人
老年人口(65歳以上)	5,760 人
年少人口割合(15歳未満)	12.0 %
高齢化率(65歳以上)	22.2 %
世 帯 数	12,415 世帯

(令和6年10月1日現在)

中部地区

地区の特色・現状

地区内で、大きく分けて2つの特性が見出せます。昔ながらの地域社会や古い習慣が残る大谷地域と、大規模開発により団地が形成された国分寺台・浜田町・みずほハイツ地域では、近所づきあいのあり方など地域に求めるものが違ってきています。特に、国分寺台地域では、子ども世代が地域から離れて独立した結果、地域に子どもや若者の姿が少なくなり、高齢化率が市内でも非常に高い状況となっています

地区内には約 16,000 人が暮らしています。地域全体の高齢化率 30.9%は市平均から見ても高い値を示していますが、大谷地域の高齢化率は 23.5%にとどまり、高齢化率 40.3%となっている国分寺台地域との地域差が見られます。自治会も地域によって組織化の度合いが異なり、地域の中心として機能している地域もあれば、役員のなり手がいないため、組織の体質改善に取り組んでいるところや、枠組みの見直しを検討している地域もあります。

地区内の交通不便地域の解消のため、コミュニティバスが運行され、地域の足として活躍しています。

地区での主な活動

大谷地域には自治会を中心に、大谷歌舞伎やささら踊り、お囃子といった伝統文化を子どもたちに伝える努力がなされているとともに、「大谷地区社会福祉協議会みんなのひろば」では茶話会や健康づくりのセミナー等を開催、新たに開館した「ふれあいの里」ではふれあい喫茶や七夕などを開催し、活動の幅を広げています。また、国分寺台・浜田町地域では「国分寺台地域福祉協議会」、「国分寺台樽井まちづくり会」、「浜田地区社会福祉協議会ぬくもり」がそれぞれ活動しており、文化祭や健康教室、ふれあいサロンなどが開催されるとともに、防災や防犯活動も展開され、地区社会福祉協議会活動が根付きはじめています。また、各地域共通で美化活動、防犯パトロール、高齢者による子どもの見守りが展開されています。

地区データ

人 口	16,440 人
年少人口(15歳未満)	2,004 人
生産年齢人口(15~64歳)	9,410 人
老年人口(65歳以上)	5,026 人
年少人口割合(15歳未満)	12.2 %
高齢化率(65歳以上)	30.6 %
世帯数	7,371 世帯

(令和6年10月1日現在)

西部地区

地区の特色・現状

史跡「厚木の渡し」に続く街道沿いに発展した西部地区。昔からの街道は拡幅舗装され、毎日多くの自動車が行きかっています。また、昔からの地域と新興住宅地・団地が混在し、地区全体の高齢化率は平均以下ですが、さつき町や上台ノ原団地など高齢化が急速に進んでいる地域もあります。

地区内には、およそ 19,000 人が暮らしています。昔から交通要衝の地でしたが、大企業の進出や「海老名 IC」開通など、さらに変わろうとしています。街道は自動車やトラックで毎日渋滞する状況ですが、地区の高齢者の足としての公共交通機関の整備強化が求められています。また、昔からある家の隣に新しくマンションが建つなど新世代である新たな住民との協調が地区の課題の一つになっています。

地区での主な活動

地域で恒例となっている盆踊りなど、地域活動の中心は「自治会」が担当しています。敬老のつどいや、かかしまつりやふれあいまちづくりなどのイベントでは、子どもからお年寄りまでが協力したり参加したりすることで、地域でのつながりが再確認されています。また、学校と地域との連携による防犯パトロール、通学時の見守りなど地域活動の環が広がっています。また4か所でサロンを行っており、その内2か所では支援学校の生徒達が参加する催しを開催しています。

地区データ

人 口	18,970 人
年少人口(15歳未満)	2,153 人
生産年齢人口(15~64歳)	12,235 人
老年人口(65歳以上)	4,582 人
年少人口割合(15歳未満)	11.3 %
高齢化率(65歳以上)	24.2 %
世帯数	9,291 世帯

(令和6年10月1日現在)

南部地区

地区の特色・現状

南部地区には、昔からの街道が東西に走るとともに、古くからこの地域で暮らす人たちが多く住んでいます。水田や畑地が広がり、市内で一番自然が残っている反面、バスなどの公共交通機関が地区全体をカバーしきれていないなどの状況があります。また、子世帯との三世帯同居や敷地内に若者夫婦の家を建てるなど、地域に若者や子どもたちの姿が多く見られます。

地区内には約 28,000 人が暮らしています。歴史のある地域らしく「となり組み・組合制度」などの仕組みが残るところがあるなど、現在でも地域社会が機能している地区となっています。三世帯同居など大家族で暮らす家も多く、「三世帯地域」という大家族の中で、自然とお互いを助け合う「互助」の気持ちが育まれています。

地区での主な活動

少年野球から高齢者向けの文化サークルまで地域で人の和ができる活動が、活発に展開されています。特にどんど焼きや太鼓・囃子などの伝統行事を通じて、大人同士の付き合いが子どもたちに引き継がれていく風土が残っています。

地区データ

人 口	28,609 人
年少人口(15歳未満)	3,626 人
生産年齢人口(15~64歳)	17,176 人
老年人口(65歳以上)	7,807 人
年少人口割合(15歳未満)	12.7 %
高齢化率(65歳以上)	27.3 %
世帯数	13,169 世帯

(令和6年10月1日現在)

4 前計画（令和2年度～令和6年度）の総括

（1）計画の達成状況の点検・評価

各事業の達成状況については、対象事業の各所管課において、点検・評価を行っています。

これらの点検・評価に対して、さらに海老名市地域福祉計画策定委員が評価を行い、最終的な事業実施報告書といたします。事業実施報告書の内容については、海老名市ホームページ等で公表をいたします。

（2）計画の体系図

基本理念

地域でともにささえあい 認め合う みんなが笑顔になれるまち

基本目標及び施策

基本目標1 地域を支える人づくり
(1) 地域福祉の担い手
(2) 地域福祉の意識づくり
(3) 福祉・介護人材の発掘・育成
基本目標2 安心して暮らしやすい地域づくり
(1) 市民ネットワークの形成
(2) 地域の拠点整備
(3) ボランティア活動等の推進
(4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ
(5) 災害等における福祉的支援
基本目標3 包括的な支援のしくみづくり
(1) 情報提供のしくみづくり
(2) 相談支援のしくみづくり
(3) 地域福祉に関する事業の健全育成
(4) 心の健康を支えるしくみづくり
(5) 協働社会への体制整備
(6) 生活困窮者等の自立支援

評価対象事業

評価対象事業 48 事業

（3）評価実施スケジュール

令和4年度は、「基本目標1：地域をささえる人づくり」に該当する6つの事業について、令和5年度は「基本目標2：安心して暮らしやすい地域づくり」に該当する20の事業について、令和6年度は「基本目標3：包括的な支援のしくみづくり」に該当する22の事業について、事業評価を実施しました。

(4) 評価実施結果一覧

基本目標	基本施策	行政の役割	事業No	事業名	担当課名	事業概要	令和3年度の実施状況	内部評価	委員の評価	委員の意見
基本目標1：地域を支える人づくり										
(1) 地域福祉の担い手										
① 地域福祉を推進する担い手の支援・育成に努めます。										
			1	民生委員児童委員協議会	福祉政策課	地域福祉の担い手として、役員会等で地域間の情報交換を図り、各種研修会等で必要な識見を備えます。	新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化し、これまで通りの活動が難しくなる中、日常生活における感染防止策として、「新しい生活様式」に則した事業を進めてまいりました。 また、令和4年度の一斉改選に向け、早期に候補者探しを始めていただくため、これまでの改選よりも早く各自治会へ直接説明を行いました。 ○総会 1回 ○全体研修会 3回 ○役員会 12回 ○地区会長連絡会 6回 ○自治連・社協との情報交換会 1回	現状継続	支持する(全員)	①地域福祉の担い手、地域の相談役としての活動を期待します。 ②民生委員活動は多岐にわたり苦勞の多い事業だと思います。地域の担い手は、これからますます必要となりますので、戦略的に担い手の育成が必要と考えます。 ③自治連・社協との情報交換会は、1回ではなく年2回程度実施した方が良いと考えます。民児協・自治会・社協のつながりで協議すべき事項が多くあると思います。アンケート対応も可能と考えます。 ④早めの対応に努めた点を評価します。地域の身近な相談相手としての委員の重要性を鑑み、引き続き対応をお願いします。
② 地域活動やボランティア活動の情報提供を充実し、地域活動への参加を促進します。										
			2	生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターの設置	地域包括ケア推進課	生活支援コーディネーター 市内を6地域に分け、地域ごとに1名配置しています。地域ごとに関係者間のネットワーク強化や住民にニーズの把握、サービスの創出を行います。 就労的活動支援コーディネーター 全域に1名配置しており、就労的活動により、高齢者の社会参加の促進を図ります。 (シルバー人材センターに業務委託)	生活支援コーディネーター コロナ禍により地域における積極的な活動は難しい状況でしたが、サロン開催に向け協議体を開催致しました。 1層協議体の開催 1回、1層個別ヒアリング実施 市民啓発セミナー 1回143人 2層協議体の開催 107回 住民活動支援 558回 関係機関との協働 30回 就労的活動支援コーディネーター 企業等に対する営業活動は、コロナ禍のため、実施できませんでした。シルバー人材センターに入会した会員に対して、業務のマッチング等を実施しました。 マッチング件数 38件	現状継続	支持する(全員)	①コロナ禍により、積極的な活動ができない状況でしたが、可能な範囲での活動を支持します。 ②地域活動が再開し始めてきたことへの丁寧な活動支援を行っていただきたいと考えます。 ③生活支援コーディネーターの活動状況が不明瞭だと感じます。住民ニーズの把握や関係機関との連携は具体的に何を行っているのか、明確になると分かりやすいと思います。 また、生活支援コーディネーターの知名度について、地域の人が誰でも知っているくらいになることが望ましいと考えます。 ④コロナ禍による活動制限により、従来の対応が困難な中、創意工夫による対応を評価します。
					福祉政策課(社会福祉協議会)	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活する為に必要となる多様な主体による多様な生活支援等サービスの提供体制を構築するためコーディネーターを配置し、資源開発やネットワーク構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等を行い、支援体制の充実・強化を図ります。	<第1層> ①協議体の開催 10月・3月 ②市民啓発・ニュースレター発行・セミナー開催(3月) ・コロナ禍でつながる事例集発行 ③関係者間との地域課題を情報共有 <第2層> ①地域ニーズの把握 ②住民活動支援 ③ネットワーク会議の開催	現状継続	支持する(全員)	①コーディネーターの配置による支援体制の充実強化を期待します。 ②地域ニーズの把握ができることを期待します。社協で地域ニーズを把握し、対応の仕組みを作る事を期待します。

基本目標	基本施策	行政の役割	事業No	事業名	担当課名	事業概要	令和3年度の実施状況	内部評価	委員の評価	委員の意見
基本目標1：地域を支える人づくり										
(2) 地域福祉の意識づくり										
① 学校や地域などとの連携を図り、体験や勉強会をととした福祉教育の推進に取り組みます。										
			3	インクルーシブ教育の実施	障がい福祉課	「こころのバリアフリー事業」の「地域開催」や「普及啓発」の活動として、学校の授業や行事、また、わかば会館や星谷会などが実施する行事等で、障がい体験やバラスポーツ体験、「海老名宣言」の周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●海老名市社会福祉協議会が市内の小学校で「手話、点字、車椅子、筆記通訳、災害、障がい者の気持ち」から内容を選択し、協力団体が講師となる「ふくし教室」を実施。 ●「ふくし教室」で「海老名宣言」の紹介と啓発品（こころのバリアフリー啓発ノート）を配付 ●配付したリーフレットを使用し、担任の先生が子どもたちに「海老名宣言」の紹介を実施。 	現状継続	支持する（全員）	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいへの偏見や差別がなくなるよう、障がいへの理解が深められる活動の継続を期待します。 ②子どもたちからの体験等は大きな成果につながると考えます。この中で、毎年同じことを行うのではなく、今の子供が興味を引きそうなスタイルも交えて行うのもいいと思います。 ③小学校で「ふくし教室」を令和5年度も実施していただきたいと考えます。
② こころのバリアフリーの推進など共生社会の実現のため、さまざまな取組みを行う市民活動の充実を支援します。										
			4	「障害者週間」の企画・開催、こころのバリアフリー事業、地域交流等支援事業	障がい福祉課	12月の「障がい者週間」にあわせて、市役所エントランス、駅前、図書館などで展示等を行います。「こころのバリアフリー事業」で障がいに関する講演会を行うほか、学校や地域のイベント等に出展し、障がいに対する理解を深める体験会などを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○海老名市役所エントランスホールパネル展実施 令和3年12月2日（木）から12月9日（木） ○三井住友銀行海老名支店ショーウィンドーパネル展実施 令和3年12月3日（金）から12月24日（金） ○海老名市立中央図書館、海老名市立有馬図書館での「障がい理解」特設コーナー設置 令和3年12月1日（水）から12月31日（金） ○第19回海老名市こころのバリアフリー2021講演会実施 令和3年12月4日（土）海老名市文化会館小ホール 大胡田誠氏「コロナ危機を生き抜くための心のワクチン～全盲弁護士のお話と言葉～」 	現状継続	支持する（全員）	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいへの偏見や差別がなくなるよう、障がいへの理解が深められる活動の継続を期待します。 ②民間銀行ショーウィンドーでの展示や図書館での特設コーナーは、「こころのバリアフリー」の広がりが感じられます。今後の拡大に期待します。 ③障がい者への理解は、なかなか時間のかかるものだと思います。今後も是非継続をお願いします。参加者が福祉関係者に偏らないよう、健常者の参加をいかに行うかもポイントだと考えます。 ④障がい者週間という特定の時期に合致するように啓発活動を行うことは大変重要なことだと考えます。
(3) 福祉・介護人材の発掘・育成										
① 市民ボランティアや社会福祉協議会活動支援を図ります。										
			5	介護人材育成	福祉政策課（社会福祉協議会）	市内における高齢福祉・障がい福祉の担い手として、専門職を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> 【介護職員初任者研修（通信課程）】 受講者：9名 市内事業所に就職し、6か月就労者2名へ就労支援金を助成しました。 【同行援護従事者養成研修】 受講者：15名 	現状継続	支持する（全員）	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉人材の確保につながる事を期待します。 ②実績を出せていることは素晴らしいことで、今後の充実を期待します。 ③介護人材確保の新たな取り組みを検討していく必要があると考えます。 ④介護の研修を受講した方をいかに市内事業所で就労してもらうかがポイントだと考えます。社協のネットワークを強みにしてください。 ⑤人材育成の機会継続を評価します。引き続き従事者の養成に努めてください。
②福祉の仕事に関する情報提供の充実と理解促進を図ります。										
			6	福祉の仕事の情報提供	福祉政策課（社会福祉協議会）	市内における高齢福祉・障がい福祉事業所等の情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員初任者研修、同行援護従事者養成研修内で、修了後の就労に向け、市内事業所の紹介を行いました。 また、市内事業所への就労定着を目的に、6か月以上就労した受講者に就労支援金を助成しました。 	現状継続	支持する（全員）	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉人材の確保につながる事を期待します。 ②現在の事業の継続は必要と思いますが、介護研修等のみでの情報提供ではなく、一般の方々（潜在有資格者等）へのきっかけづくりも必要ではないかと考えます。

基本目標	基本施策	行政の役割	事業No	事業名	担当課名	事業概要	令和4年度の実施状況	内部評価	委員の評価	委員の意見
基本目標2：安心して暮らしやすい地域づくり										
(1) 市民ネットワークの形成										
① 自治会や地区社会福祉協議会など、地域で活動する団体への支援に努めます。										
	7	地区社会福祉協議会への支援	福祉政策課(社会福祉協議会)	各地域内の多様な課題を解決する取り組みを支援し、地域福祉活動の促進を行います。		身近な地域でのふれあいの場や気軽に立ち寄れる居場所として開催しているサロンへの支援を行いました。また、ガイドラインに沿ったコロナ対策を行いながら活動し、会場の都合等で従来の形での開催が難しかったサロンは絵手紙や訪問など創意工夫したつながりづくりが行われました。	現状継続	支持する(全員一致)	<p>①コロナ禍で高齢者のフレイルが進行し、改めてサロンの重要性を感じます。常設サロンが増えることより良いと思います。</p> <p>②既存のサロンでの実施だけでなく、地域の飲食店やカラオケ店等高齢者が普段から行っているお店など立ち寄りやすい場所での実施も検討していただきたいです。</p> <p>③居場所づくり、生活支援などの活動充実に向けた支援を行い、多くの市民に親しまれるサロンとなるよう期待します。</p> <p>④地区社協が自治会や民生委員や青少年健全育成連絡協議会などの結合した上位に位置し、各団体が活動するリーダーであることが良いと考える。</p>	
	8	ふれあいランチ事業	地域包括ケア推進課	独居高齢者等を対象に、介護予防や健康講座などの講座に参加し、かつ昼食を共にすることで交流の場を広げ、外出のきっかけづくりや健康増進を図ります。		令和5年度新規事業に向けて、委託事業者と打合せを実施しました。	現状継続	支持する(全員一致)	<p>①高齢者が歩いて行ける場所での開催が必須となる事業ですが、そのためには、開催場所となるサロンの創設が大切だと思います。</p> <p>②フレイル防止に重要な事業であり、永い期間この事業を待っている人も多いため、継続実施を望みます。</p> <p>③各地域サロンへの展開していくことに期待する。</p> <p>④新ふれあいランチ事業に期待します。特に、一人暮らしの方にとって、一緒に食事する人がいるだけで美味しさが違うようです。</p>	
	9	高齢者地域ふれあい事業	地域包括ケア推進課	各地域にて、敬老のつどいや地域交流事業を実施することで、高齢者が身近な地域で地域との繋がりを深め、外出の機会や日常生活の活性化に繋げることを目的としています。また地域の高齢者を把握する機会となり、地域で助けあうきっかけにつながるよう支援します。		コロナ禍のため、訪問型としての事業を追加し、感染症対策の徹底を図りながら、5/6自治会で、高齢者を中心とした事業を行うことができました。	見直し継続	支持する(全員一致)	<p>①事業開始から18年経過となり、市民のニーズも大きく変化している中、高齢者の平等な施策について、大きく見直しが必要と考えます。</p> <p>②個人情報管理が厳しくなり、個人をお誘いしたり訪問したりする事は難しくなっています。主催者で、地域別の交流事業を開催してはどうかと考えます。</p> <p>③ニーズや生活様式の変化への臨機応変な対応をお願いします。また、拡大の一途である民生委員への負担増に対するケアも併せてお願いします。</p> <p>④令和6年度に対しての検討結果次第だと考えます。</p>	
(2) 地域の拠点整備										
① 市内にあるさまざまな資源を活用し、世代を超えた交流ができる居場所づくりを支援します。										
	10	地区社会福祉協議会の設立支援	福祉政策課	市内全域への設立に向け未設置地域への設立支援を行います。		市内17カ所目となる「東柏二丁目地区社会福祉協議会ピナきくら」が設立しました。未設置地域の自治会等への設立に向けた働きかけを行いました。	現状継続	支持する(全員一致)	<p>①防災、福祉問題等を共有するためにも、市内全域への地区社協の設立は必須だと考えます。</p> <p>②地区社協の重要性を理解してもらえよう、粘り強い働きかけをお願いします。</p>	
②地域で安心して自立した生活を送るための、生きがいづくり、社会参加の場をつくりまします。										
	11	地区ふれあいサロンへの支援	地域包括ケア推進課	各地域にて、住民主体で開催するサロンの運営について支援を行い、高齢者の外出の機会に繋げたり、高齢者の状況の把握を行います。		非常設サロン31か所 延べ465回開催 常設サロン3か所	現状継続	支持する(全員一致)	<p>①今後ますます高齢者が歩いて気軽に通える場が大切となります。各地域に漏れなくサロンが開設されるよう、支援者の創出とサロンを継続するための施策が大切と考えます。</p> <p>②サロン活動がコロナ禍以前の状態になっていくよう、支援をお願いします。</p> <p>③常設か、常設に近いサロンが増えることを期待します。</p> <p>④様々な社会様式等の変化に合わせて、柔軟な対応となることを期待します。</p>	

基本目標	基本施策	行政の役割	事業No	事業名	担当課名	事業概要	令和4年度の実施状況	内部評価	委員の評価	委員の意見
基本目標2：安心して暮らしやすい地域づくり										
(3) ボランティア活動										
① ボランティアやNPOが行う地域福祉活動への支援に努めます。										
	12	視覚障がい者情報支援事業	障がい福祉課	音声訳ボランティア矢ぐるまの会、点訳グループみのりの会に対し補助をすることで、事業を実施します。矢ぐるまの会、みのりの会、誘導ボランティア虹の会、視覚障害者山びこの会と協力し、視覚障がい者に視覚障がい者支援に関するおしらせCDを送り、広く周知します。		音声訳ボランティア矢ぐるまの会、点訳グループみのりの会に補助を行います。おしらせCDの発送は令和4年度は実施なし（5年に1度）	現状継続	支持する（全員一致）	視覚障がい者の方にとって大切な情報源となっていると思います。ボランティア団体が継続出来る支援が大切と考えます。	
	13	ファミリーサポートセンター	子育て相談課	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員になり、育児について地域で助け合う事業です。センターでは、利用会員の求めに応じて最適な援助会員を紹介するマッチングと、その後の援助活動をサポートします。		登録会員数…1,324人 活動件数…のべ1,942件	現状継続	支持する（全員一致）	①共働きや一人親家庭等子育てには欠かせない事業と考えます。持続可能な事業となるよう、援助会員の獲得をお願いします。（ほか1意見） ②地域で子供たちを見守り、育て、とても良い取組だと思います。 ③需要と供給の関係が気になります。ファミサポの周知活動がもっと必要ではないかと考えます。	
	14	認知症サポーターの養成講座	地域包括ケア推進課	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。「認知症サポーター養成講座」を受講者にはステップアップ講座を希望者に受講していただきます。		認知症サポーター養成講座 16回 375人 認知症サポーターステップアップ講座 2回 41人	現状継続	支持する（全員一致）	①今後高齢化が進む中、認知症の方も増えていくと思います。サポーター養成講座も市内各事業所（商工会議所含む）へ徐々に広げ、市全体として見守る体制が出来ると良いです。また、認知症サポーターのその後の活動の場があると思います。 ②身近な家族や知り合いなどが認知症になり、認知症の勉強をしてみたい人も多いいと思います。ただ、仕事を持っていたり要介護者が家にいたりしてなかなか講座に行けない人もいます。講座の日程や時間帯などももう少し考えて開催していただきたいです。 ③より多くの講座参加者によって、認知症への理解を深めていってほしいと思います。 ④サポーター養成講座は比較的開催されているようですが、ステップアップ講座の開催を増やして欲しいです。	
	15	日本赤十字社海老名市奉仕団による募金	福祉政策課	日本赤十字社神奈川県支部の依頼に基づき、各種災害義援金の募金を実施しています。また、毎年12月にNHK海外たすけあいの募金活動を行います。		本庁1階総合案内及び市内7か所の公共施設に義援金用の募金箱を設置しました。また、令和4年12月に街頭及び庁内でNHK海外たすけあいの募金活動及び市職員に募金の呼びかけを行いました。	現状継続	支持する（全員一致）	①”日赤奉仕団の活動は無くしてはならないものであるため、担い手継続の仕組みを考える必要があると思います。（例：女性防火隊の引退者の先や献血者へのPR等） ②さらに市民全体に向け、さまざまかつ回数多く広宣し、その結果についても知らせることが重要と考えます。 ③継続した対応をお願いします。	
(4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ										
① バリアフリーとユニバーサルデザインの促進に努めます。										
	16	公共建築物バリアフリー化事業	営繕課	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、障がい者に配慮した公共建築物を整備します。新築施設については、県条例の整備基準に基づき整備を行い、既存施設については、大規模改修の際に施設全体のバリアフリー化を可能な範囲で進めていきます。		該当事業なし	現状継続	支持する（全員一致）	障がい者にとって、バリアフリー化は、大切なことだと思います。今後も障がい者の意見を取り入れながら、配慮し、進めていただきたいです。	
	17	福祉のまちづくり事業	障がい福祉課	開発指導の中で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づいた整備を推進します。神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例により事前協議が必要な開発行為に対し、要望書を提出します。		開発指導の中で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づいた整備を推進します。神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例により事前協議が必要な開発行為に対し、要望書を提出しました。	現状継続	支持する（全員一致）	障がい者にとって、バリアフリー化は、大切なことだと思います。今後も障がい者の意見を取り入れながら、配慮し、進めていただきたいです。また、まちづくり所管とも連携して進めてください。	

基本目標	基本施策	行政の役割	事業No	事業名	担当課名	事業概要	令和4年度の実施状況	内部評価	委員の評価	委員の意見
基本目標2：安心して暮らしやすい地域づくり										
(4) 暮らしやすい地域をつくるしくみ										
② 地域による見守り活動などの防犯活動への支援に努めます。										
	18	民生委員児童委員による見守り活動	福祉政策課	地域住民の生活状況を把握し、支援を必要としている人が、自立した生活を営むことが出来るよう、相談・助言を行います。	対面だけでなく、電話やインターネット越しでの対応等の方法を検討し、見守り活動を実施しました。	現状継続	支持する(全員一致)	①民生委員の地域での負担のばらつきを把握し、改善策をたてていただきたいです。 ②訪問し、お会いすることは様々な方が居るので大変だと思います。ただ、そのような方も困った時やサービスの連絡先のお知らせを継続して行うことが大切と考えます。 ③普通葉書や往復葉書を使った支援もあって良いと思います。		
③ 高齢者と障がい者の外出支援に努めます。										
	19	高齢者等外出支援事業	福祉政策課	高齢者や障がい者の外出支援を目的に福祉車両「ぬくもり号・さくら号」を運行しています。市内5ルートを月曜日から土曜日まで運行しています。(一部隔日運行あり)	車両の老朽化に伴う1台減車により、令和3年6月からぬくもり1号(下今泉ルート)とぬくもり5号(本郷ルート)を隔日運行に変更しました。令和4年度からコミュニティバスとの統合に向けた検討を行いました。	見直し継続	支持する(全員一致)	①事業計画のスピードアップを期待します。 ②交通不便地域だけではなく、免許返納後の高齢者の足となるような支援の必要性も、今後高齢化となる中で出てくると考えます。 ③高齢者の免許返納に対し、市内バスの利用券等の検討をお願いしたいです。新たな実証運行が今後の外出支援の礎となることを期待します。 ④住民(市民)の意見を広く受け止めるようにしていただきたいです。意見の届け方がわからないように思います。		
	20	福祉有償運送事業	福祉政策課	NPO等が自家用自動車を使用して要介護者や身体障がい者等の移送を有償で行っています。現在市内では2事業者が活動しています。	感染症等の状況に配慮し、運営協議会(5月)を書面審議で実施しました。また、市内事業者との協議の中で担い手不足が大きな課題であることがわかったため、運転者養成のために外出支援担い手養成講座を開催しました。	見直し拡大	支持する(全員一致)	①”担い手の育成・継続の仕組みづくりが大切と考えます。(例：消防や美化センターなどの運転手の方へ任せることなど新たな方法が大切だと考えます。) ②講座の回数をもっと増やし、免許を持っている若い世代の人たちや働いている世代の人たちにもっと講座を受ける機会を増やしてほしいです。 ③担い手不足が安全性に悪影響を与えることがないよう十分な配慮をお願いします。併せて新たな補助事業ががスムーズに運用されることを期待します。		
	21	福祉タクシー利用助成事業	障がい福祉課	重度の障がい者のタクシーの利用負担を軽減するため、タクシー券をひと月5枚の割合で年度分(申請月以降分)を交付します。 【対象】 ・下肢・体幹・視覚障がい ・1・2級の方、上肢・内部障がい ・1級の方 ・療育手帳A(知能指数35以下)をお持ちの方 ・指定難病に罹患して、神奈川県から指定難病にかかる医療費の助成を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方	重度の障がい者のタクシーの利用負担を軽減するため、タクシー券をひと月5枚の割合で年度分(申請月以降分)を交付しました。 発行人数…1,551名 発行枚数…83,970枚 利用枚数…61,300枚	現状継続	支持する(全員一致)	海老名市の支援は手厚いと聞いています。今後も継続をお願いします。		
(5) 災害時における福祉的支援										
① 災害時における避難行動要支援者への支援について、避難行動要支援者避難支援個別計画を整備し、自治会や民生委員児童委員などと連携し、体制づくりに										
	22	避難行動要支援者名簿の作成	福祉政策課	避難時に支援が必要な高齢者や障がい者の同意を得て名簿を作成し、地域の支援者に情報提供することで災害時の安否確認などに役立ちます。	名簿内容の更新とともに、自治会や民生委員児童委員などの避難支援等関係者に提供しているファイルを新たにしました。	現状継続	支持する(全員一致)	①より多数の同意書が得られるよう努力をお願いします。 ②個人情報の取り扱いが重要となる中、無くてはならないものだとも思いますが、今後も改善すべきところは、随時改善してください。 ③個別計画をもっとすすめていただきたいです。 ④市民の生命を第一に考えた対応をお願いします。		

基本目標	基本施策	行政の役割	事業No	事業名	担当課名	事業概要	令和4年度の実施状況	内部評価	委員の評価	委員の意見
基本目標2：安心して暮らしやすい地域づくり										
(5) 災害時における福祉的支援										
① 災害時における避難行動要支援者への支援について、避難行動要支援者避難支援個別計画を整備し、自治会や民生委員児童委員などと連携し、体制づくりに										
			23	防災ラジオの無償貸与	危機管理課	<p>災害発生時等における情報伝達の強化及び防災行政無線の放送が聞きにくい高齢者等への伝達手段として、電波障害に強い周波数帯を活用した防災ラジオを導入しています。</p> <p>避難行動要支援者のうち、土砂災害警戒区域または、相模川洪水時の氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域に居住している方で、防災ラジオを所持していない方を対象に無償で貸与しています。</p>	なし	現状継続	支持する (全員一致)	<p>①今後の貸与計画が気になります。障がい者、高齢者が情報難民とならないようお願いします。</p> <p>②貸与を増やしてほしいと思います。</p>
			24	えびな安心安全メール(防災行政無線情報)	危機管理課	<p>防災行政無線の放送が聞きにくい、聞こえないなどの市民に対し、放送内容を文字情報で配信するサービスを実施しています。</p> <p>えびなメールで配信した文字情報は、海老名市防災ホームページ、テレビかながわデジタルサイネージ放送に掲載されるほか、防災ラジオから音声で放送されます。</p>	<p>連絡等が必要となる災害は発生しなかったため、避難に関する情報の配信はしておりませんが、風水害関連で被害がでることが予想される場合には、事前の注意喚起等を実施しております。</p> <p>配信実績：81件</p>	現状継続	支持する (全員一致)	障がい者、高齢者が情報難民とならないようお願いします。
② 地域の主体的な防災活動を支援し、自主防災組織への支援に努めます。										
			25	避難所運営訓練の実施	危機管理課	<p>避難者(地域住民)を対象に実施しています。</p> <p>訓練は、地震災害の発生により避難所開設期間が長期化することを想定し、避難所開設チーム(避難所担当職員、自主防災組織等)が避難者主体の避難所運営委員会を設立及び避難者を支援し、避難者同士が避難所において共同生活を円滑に行うための役割を避難者が主体となって体験・経験することで、避難所運営における共助の必要性・重要性を実感することを目的としています。</p> <p>なお、各避難所では、要配慮者の受入れスペースを確保しています。</p>	<p>次年度以降の避難所運営訓練を見据え、9月4日を基準日に避難所開設訓練を実施しました。</p> <p>避難所開設チーム(市職員、自治会役員、小中学校教職員、施設管理者)を対象に、大規模災害発生時に必要となる新型コロナウイルス感染症を踏まえた施設ごとの有症状者及びペットの受入れの対応要領を共有・徹底するとともに、市民の見学を通して、新型コロナウイルス感染症対策やペットの受入れ対応を周知しました。</p> <p>また、市民の方にご協力いただき、2か所の避難所では試行的にペットの受入れを実施しました。</p> <p>訓練参加者：821名 見学者：470名 受入れペット：26匹</p>	現状継続	支持する (全員一致)	<p>①午前中の限られた時間での訓練なので、内容の選定は難しいと思いますが、常に効果的な訓練となるよう企画・実施をしていただきたいです。</p> <p>②行政だけではなく、自治会・小中学校職員等がチームを組んで実施することは大変重要なことだと思います。今後も、実際の動きと同様の訓練の継続をお願いします。</p> <p>③自治会での訓練に必要な知識をもう少し具体的にわかりやすく説明していただきたいです。特に、コロナ禍で自主防災訓練を実施していない自治会はどのように訓練を進めて行くのかもわかりませんでした。</p> <p>④いざという時のための備えは、綿密な計画とその実践としての訓練を反復継続することと考えます。引き続き計画のブラッシュアップと訓練の実施をお願いします。</p> <p>⑤民生委員児童委員、自治連、地区社協などの役割分担を明確にし、訓練実施を定期的に行う方向にお願いします。また、できる限り大多数の住民が自ら参加しようと思うような宣伝と実施訓練を期待します。</p>
			26	自主防災組織防災物品整備事業補助金	危機管理課	<p>自主防災組織の情報収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等に必要防災物品の購入に対し、市から予算の範囲内で補助金を交付しています。</p>	申請件数：22件	現状継続	支持する (全員一致)	<p>①自主防災組織の継続の仕組みづくりも大切だと思います。継続実施をお願いします。</p> <p>②自主防災組織のリーダーも役割分担も不明確だと思います。</p> <p>③自助・共助・公助それぞれの考え方、意識の醸成を進めていただきたい。</p>

基本目標	基本施策	行政の役割	事業No	事業名	担当課名	事業概要	令和5年度の実施状況	内部評価	委員の評価	委員の意見
基本目標3：包括的な支援のしくみづくり										
(1) 情報提供のしくみづくり										
① 広報やホームページのほかに、新たな情報提供媒体を活用するなど、市民や利用者の立場に立って、多様な方法で福祉情報の提供に努めます。										
	27	広報えびな等の音声訳・点字訳	障がい福祉課	視覚障がい者に対し、広報えびなその他、市発行刊行物等の音声訳または点字訳版を作成します。音声訳ボランティア矢ぐるまの会、点訳グループみのりの会に補助し事業を実施します。	視覚障がい者に対し、広報えびなその他、市発行刊行物等の音声訳または点字訳版を作成し、利用者へ送付を行いました。 *団体補助及びおしらせCD上段にて記載	現状継続	支持する(全員一致)	①ボランティアの活用・育成と並行して、DX技術を活用したAI音声合成などの研究を進めていただきたいです。 ②視覚障がい者に対しての重要な情報源となってくるかと思っておりますので、継続支援が必要と考えます。		
	28	えびな安心安全メールでの情報提供	保育・幼稚園課	保護者メールを用いて、保育園・幼稚園の情報や不審者情報などを配信します。	えびなメールのサービス終了に伴い、新たなメール配信サービスを自課で導入し、情報発信できるようにしています。	現状継続	支持する(全員一致)	自課導入のメール配信サービスの一層の推進に加え、メール受信者からも情報を得られるような双方向型のシステムの研究を検討していただきたいです。		
	29	防災ラジオの有償配付	危機管理課	災害発生時等における情報伝達の強化及び防災行政無線の放送が聞きにくい高齢者等への伝達手段として、電波障害に強い周波数帯を活用した防災ラジオを導入しています。 購入費の一部を市で助成することで、市民負担を3,000円として、台数限定して、販売しています。	販売実績：20台	現状継続	支持する(全員一致)	①地震災害や風水害が増えていることから、災害発生時等における確実な情報伝達手段の促進をお願いします。 ②通信インフラに左右されにくい災害時の情報受信は大変有効です。多くの市民に活用してもらえるよう、より安価に提供できる検討をお願いします。		
	30	子育て情報サイト・アプリ「HUGHUGえびな」の運用	こども育成課	子育て情報サイト・アプリ「HUGHUGえびな」を通じて子育てに関する行政情報等を積極的に発信し、周知を図ります。	市の行政サービスや救急時の連絡先、関連施設・窓口などの子育てに関連した情報等の配信を行いました。	見直し拡大	支持する(全員一致)	①アプリに不慣れな人への支援もお願いします。 ②アプリ化完全移行による事業の充実を期待します。 ③パソコンによる情報閲覧からスマホが主流となっている現状を見据えて、より多くの情報をタイムリーに発信されることを期待します。 ④どなたでも分かり易い操作で閲覧ができるよう、配慮をお願いします。		
	31	予防接種等モバイルサービス「ちっくんナビ」の運用	こども育成課	予防接種法に基づく「定期接種」の、予防接種スケジュールの自動作成などの機能が付いた「えびなちっくんナビ」が利用できます。	お子さんの予防接種スケジュールに合わせて、自動で予防接種の情報、医療機関の検索、感染症情報等の機能を提供しました。	見直し拡大	支持する(全員一致)	①アプリに不慣れな人への支援もお願いします。 ②アプリ化完全移行による事業の充実を期待します。 ③情報発信アプリとの融合で、利用価値を高め、一層の利用者拡大を期待します。		
(2) 相談支援のしくみづくり										
① 地域において、身近な圏域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制づくりに努めます。										
	32	地域包括支援センターによる相談	地域包括ケア推進課	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように高齢者やその家族からの相談対応を行います。	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを各地域ごとに6か所設置し、高齢者やその家族、支援者等からの相談対応等を実施しました。	見直し継続	支持する(全員一致)	①事業所によっては、退職者が続き、人員体制が整っていない所があります。事業所任せではなく、市からの人的援助等も必要ではないかと考えます。包括は地域の頼みの綱です。 ②団塊の世代が後期高齢者になるなど、今後の高齢化や介護職不足等を踏まえた円滑運営の見直し継続をお願いします。 ③地域包括支援センターの機能強化による、より安らかな高齢者の生活が実現されることを期待します。 ④高齢者がいつでも相談できるような体制を整えていただきたいです。		
	33	各地域の子育て支援センターの開設	子育て相談課	市立子育て支援センターから遠距離の地区にお住まいで、なかなか来所できない親子のために、もっと身近に立ち寄ることができるように、気軽に相談ができる地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を開設。 民間事業所のアイデアやノウハウを取り入れ、特色あるものとするため、事業運営を委託して行います。	平成29年に東部、平成30年に南部、平成31年に北部に、地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を開設し、民間事業者に委託して運営しています。 令和5年度についても直営の子育て支援センターを中心として、各はぐはぐ広場と月1回のモニタリングや四半期に1回の連絡会などで情報交換や連携を図りながら、各地域の子育て家庭を支援しました。	現状継続	支持する(全員一致)	①駅舎内の子育て支援センター開設は、非常に有効な手段であると感じていますが、子育て世帯等の利便性向上の追及をお願いします。 ②各地域の発展にも寄与するものと期待します。		
	34	障がい相談窓口「K.T.S.」事業	障がい福祉課	障がいを抱える方やその家族等からの様々な問題について、気軽に相談できる場を提供し、専門的な相談のほか、ピアサポート要素を含んだ相談内容等、相談による不安軽減を図るとともに、必要に応じて支援に繋げていく役割を担う相談窓口です。	えびな障がい者暮らし支援推進事業にて、相談窓口K.T.S.を実施。また、令和5年度より専門相談「みんなの相談室」を開設し、くらし、しごと、こころの相談に応じています。 相談実績 KTS：919件 みんなの相談室：957件	現状継続	支持する(全員一致)	非常に多数の相談に対応していただいていることに感謝します。引き続き様々な相談への真摯な対応をお願いします。		

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	令和5年度の実施状況	内部 評価	委員 の評価	委員の意見
基本目標3：包括的な支援のしくみづくり										
(2) 相談支援のしくみづくり										
② 専門機関との連携強化を図り、的確に相談支援ができる体制づくりに努めます。										
			35	成年後見・総合相談センターの専門職相談	福祉政策課(社会福祉協議会)	えびな成年後見・総合相談センターを設置し、センター職員による無料相談を実施しています。また、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士及び行政書士)による専門職相談を毎月4回・予約制で実施しています。	R5相談実績 30件 弁護士 10件 司法書士 9件 社会福祉士 4件 行政書士 7件	現状継続	支持する(全員一致)	①市民への広報にも力を入れてほしいです。 ②成年後見は潜在的な需要が大きいものと思われれます。より活用しやすくなる方を検討していただきたいです。
			36	親と子の相談支援事業	こども育成課	子どもの発達(言葉、動作)、子育ての不安や悩み、気になるくせなどの様々な相談をする場所として、親と子の相談支援事業を実施しています。公認心理師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士の専門の相談員が相談に応じています。	公認心理師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士の専門の相談員が、0歳から就学前までの子どもの心身の発達に関する、子育ての不安や悩み等、様々な相談に応じました。 相談件数 実数 810件 延数 848件	現状継続	支持する(全員一致)	①専門職としての「助産師」の活用があってもよいのではないのでしょうか。 ②市民への広報にも力を入れてほしいです。 ③非常にニーズの高い発達等への相談への対応は、現在社会において非常に有用であると思います。引き続きよりスムーズな相談体制に努めていただきたいです。 ④相談員が適切な支援につなげられるよう、相談体制を整えていただくようお願いいたします。
③ 成年後見制度等の権利擁護制度の周知と利用促進のため、中核機関の設置に努めます。										
			37	成年後見制度利用促進事業	福祉政策課	令和3年度末までに「海老名市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和4年度から本計画に基づいて成年後見制度の利用促進に取り組みます。成年後見の申立を行う親族等がない方を対象に、市長が成年後見申立を行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、後見人等への報酬を助成します。	令和4年4月に要綱を改正し、報酬費用の助成対象の拡大、申立費用の助成制度の新設を行いました。令和5年度は報酬費用助成3件(高齢2件：市長申立、障がい1件：本人申立)があり、申立費用助成は1件(障がい1件：本人申立)でした。	現状継続	支持する(全員一致)	①このエリアは、後見人の資質の見極めが重要であり、いわゆる縦割り行政ではなく、関わる所管課での情報共有を密にタイムリーに行って欲しいです。 ②成年後見は潜在的な需要が大きいものと思われれます。より活用しやすくなる方を検討していただきたいです。
			38	えびな成年後見・総合相談センター事業	福祉政策課(社会福祉協議会)	平成28年から設置しているえびな成年後見・総合相談センター事業を継続し、令和4年度から国が市町村に求める「中核機関」として運営を行います。えびな成年後見・総合相談センターの広報機能として、成年後見制度の必要性と家族、地域住民、市民後見人の役割等について知識を深める成年後見市民普及セミナーを実施します。	えびな成年後見・総合相談センターは中核機関として、市民後見人養成研修(第2期)を行い市民後見人バンク登録者は12名となりました。またこれまで26名の方市民後見人として受任されました。成年後見普及セミナーをR5.10.7実施し、86名の方が参加しました。	見直し拡大	支持する(全員一致)	①セミナーの回数を増やしてほしいです。 ②成年後見制度の更なる普及啓発に期待します。 ③裾野を広げる取り組みとして、引き続き事業の周知に努めていただきたいです。
(3) 地域福祉に関する事業の健全育成										
① 子育てを支える体制づくりに努めます。										
			39	各地域の子育て支援センターの開設	子育て相談課	市立子育て支援センターから遠距離の地区にお住まいで、なかなか来所できない親子のために、もっと身近に立ち寄ることができ、気軽に相談ができる地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を開設。民間事業者のアイデアやノウハウを取り入れ、特色あるものとするため、事業運営を委託して行います。	平成29年に東部、平成30年に南部、平成31年に北部に、地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を開設し、民間事業者に委託して運営しています。令和5年度についても直営の子育て支援センターを中心として、各はぐはぐ広場と月1回のモニターリングや四半期に1回の連絡会などで情報交換や連携を図りながら、各地域の子育て家庭を支援しました。	現状継続	支持する(全員一致)	①父親・母親への子育てセミナーを増やしてほしいです。 ②駅舎内の子育て支援センター開設は、非常に有効な手段であると感じています。困難な面もあろうかと思いますが、子育て世帯等の利便性向上の追及をお願いします。 ③各地域の発展にも寄与するものと期待します。
② 子どもが安心して成長できる環境づくりに努めます。										
			40	子育て支援センターによる各地域のサロン事業	子育て相談課	市内のコミセンや自治会館などの身近な場所で、親子一緒に仲良く遊ぶことができ、地域の親同士との交流を深めるとともに、育児に関する悩みや不安を解消する機会として実施《移動サロン》。さらに、公立保育園が育児相談もできる施設であることを周知するために、園庭開放事業も利用《とびだせ移動サロン》。	《移動サロン》市内16か所 実施回数…325回 利用者数…のべ4,789人 《とびだせ移動サロン》市内4園 実施回数…38回(8月は無し) 利用者数…のべ174人	現状継続	支持する(全員一致)	①「飛びだせ移動サロン」の回数をもう少し増やせたらよいのと思います。 ②オンライン会議を使って会話や相談ができるとうよいと思います。 ③身近な場所を活用し、子育て世帯等に向けた活動は大変有効であると思われると思います。引き続き利用しやすい方策の検討をお願いします。 ④各地域の発展にも寄与するものと期待します。

基本目標	基本施策	行政の役割	事業No	事業名	担当課名	事業概要	令和5年度の実施状況	内部評価	委員の評価	委員の意見
基本目標3：包括的な支援のしくみづくり										
(3) 地域福祉に関する事業の健全育成										
③ 事業者への福祉サービスの第三者評価制度の周知に努めます。										
			41	事業者への第三者評価制度の周知	介護保険課	事業者への福祉サービスの第三者評価制度の周知に努めます。	説明会等の情報について、事業者へ周知しました。	現状継続	支持する(全員一致)	速やかな周知対応に努めていただきたいです。
					保育・幼稚園課	福祉サービスの向上に向けて、第三者評価制度について、各施設へ周知を図ります。また、第三者評価を実施した園に対して、その費用の一部を施設型給付費に加算して支払います。	神奈川県からの通知等を基に、第三者評価制度について、各施設へ周知しました。 R5実施園 1園	現状継続	支持する(全員一致)	速やかな周知対応に努めていただきたいです。
					障がい福祉課	障がい福祉サービスでは、第三者評価は努力義務となっています。また、事業所の許認可、指導権限も神奈川県にあることから、相談があった場合には適宜情報提供を行います。	相談実績はありませんでした。	現状継続	支持する(全員一致)	速やかな周知対応に努めていただきたいです。
④ 各種研修や情報提供などにより、携わっている職員の質の向上にむけた取組みの支援に努めます。										
			42	事業者への各種研修の実施や情報提供	介護保険課	各種研修や情報提供などにより、携わっている職員の質の向上にむけた取組みの支援に努めます。	厚生労働省や神奈川県で実施している研修等について、事業者へ周知しました。	現状継続	支持する(全員一致)	速やかな周知・取りまとめ対応に努めていただきたいです。
					障がい福祉課	神奈川県等の実施する研修の情報提供や、市が推薦する研修の取りまとめを行います。	令和5年度において神奈川県相談支援従事者初任者研修・プレ研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修のとりまとめを行いました。	現状継続	支持する(全員一致)	速やかな周知・取りまとめ対応に努めていただきたいです。
					保育・幼稚園課	神奈川県等が実施する各種研修について、各施設へ情報提供を行います。また、関係職員の質の向上に向けて、海老名市保育研修会を実施します。	各種研修について、各施設へ情報提供を行いました。また、保育の質と保育士の意識向上を目的として海老名市内の幼稚園、保育施設等に勤める者に向けた「海老名市保育研修会」を開催しました。	現状継続	支持する(全員一致)	①速やかな周知・取りまとめ対応に努めていただきたいです。 ②海老名市保育研修会は大変盛況であったと耳にしております。引き続き「参加してよかった」と思われる研修活動に期待します。
(4) 心の健康を支えるしくみづくり										
① 心の健康づくりに関する普及啓発に努めます。										
			43	ゲートキーパー養成事業	健康推進課	海老名市自殺対策計画に基づく事業の1つ。一般市民、民生委員、医療・福祉関係従事者等の悩みごと相談に関わる方を対象に、自殺やこころの健康づくりに関する正しい知識を普及啓発する講座を開催し、身近な人の心を支えるゲートキーパーを養成する。	市民、市職員等、保健医療福祉関係者向け研修(3回) 令和5年9月30日、11月28日、令和6年1月31日 ゲートキーパーフォローアップ研修(1回) 令和5年12月7日 研修後アンケートにおいて、参加者の8割以上が「大変参考になった」「まあ参考になった」と回答しています。	現状継続	支持する(全員一致)	①市民が気軽に視聴できるようオンラインでの開催を期待します。 ②参加すれば誰しもが気付きのある貴重な講座であるため、多くの市民等が受講できることに期待します。 ③自殺の問題は個人の問題ではなく、取り巻く社会の問題であるということをも、国民全体が認識できることが重要であると考えます。
② 心の健康相談のできる機会の充実と支援体制の強化に努めます。										
			44	健康相談事業(こころの相談)	健康推進課	自殺予防対策のひとつとして、市民のこころの健康に関する相談を行い、こころの健康の保持増進に努めることを目的とし、臨床心理士による個別指導を実施します。	年間96枠、相談時間1枠45分で実施。令和4年度は48枠でしたが、市民の需要もあり令和5年度は枠を増加しました。96枠の予約に対し、相談実施件数は70件。目標としていた70枠を達成できました。	現状継続	支持する(全員一致)	①「知らなかった」ということがないよう、引き続き周知に努め、よりスムーズに相談につながるような方策に期待します。 ②相談を行っていることについての周知も継続してお願いいたします。
(5) 協働社会への体制整備										
① 福祉サービスのネットワーク整備に努めます。										
			45	地域包括ケアシステム	地域包括ケア推進課	今後高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯など、地域で見守りや支援が必要な高齢者に加え、障がいのある家族と高齢者のみ世帯など複合的な支援が必要となってくるものが予想されるなかで、地域に住む方が安心して住み続けているよう、関係機関と地域が連携し、地域ごとの「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図ります。	第8期えびな高齢者プラン21に基づき、地域包括ケアシステムの深化に取り組んでまいりました。	見直し継続	支持する(全員一致)	①高齢者のひとり暮らしが増えている現在、終活を相談・支援してくれる“信頼”できる機関が欲しいとの声を聞きます。近親者の居ない方の場合、特に不安が強いです。 ②気軽に参加できるセミナーや集会で市民への周知を図っていただきたいです。 ③第9期えびな高齢者プラン21に基づき、地域包括ケアシステムの更なる深化に期待します。 ④今後の取り組みに期待します。

基本 目標	基本 施策	行政 の 役割	事業 No	事業名	担当課名	事業概要	令和5年度の実施状況	内部 評価	委員の 評価	委員の意見
基本目標3：包括的な支援のしくみづくり										
(5) 協働社会への体制整備										
① 福祉サービスのネットワーク整備に努めます。										
			46	虐待防止ネットワーク	子育て相談課	児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のため、関係機関相互における連携を図ることを目的に、平成17年8月、要保護児童等への対応について、「海老名市子どもを守るネットワーク協議会」を立ち上げました。 平成29年4月、児童福祉法の改正に合わせて設置要綱を改正し「海老名市要保護児童対策地域協議会」と名称変更をしました。	虐待新規受理件数 142件 相談件数(新規) 186件 ケース会議 106件 要保護児童対策地域協議会 虐待防止対策研修会 年3回	現状継続	支持する(全員一致)	①今回のことも家庭センター化は、これまでの市の取り組みの切れ目ない支援の継続に法制度が追いついたように感じています。引き続きスピーディーで効率的な事業展開に期待します。 ②虐待の早期発見のための体制強化を継続して行ってください。
② 地域の活動の担い手の育成・支援に努めます。										
			47	民生委員児童委員協議会	福祉政策課	地域福祉の推進役として、行政や関係機関と密接に連携し、ネットワーク作りを進めます。また、広報活動によって、活動の周知に努め、担い手の発掘につなげます。	毎月の会議体に事務局として参加するなど、関係機関との調整を行いました。 5月の活動強化週間にあわせ、デジタルサイネージ等で広報の上、パネル展を実施し、各地区の活動等を周知しました。 11月の市民まつりにおいて、子ども向けブースを出し、30代~50代の親世代に向け、制度等を周知しました。	現状継続	支持する(全員一致)	①各地区の広報の強化を望みます。 ②様々な周知活動により、同会の認知が高まり、担い手不足の解消につながることを期待します。
(6) 生活困窮者等の自立支援										
① 生活全般にわたり、困りごとや不安を抱えている人に対する支援の充実を努めます。										
			48	生活困窮者等の自立支援事業	生活支援課	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的・社会的に困窮した方の相談・支援及び住居確保給付金・家計改善・就労支援等の各種事業やつなぎ先をおし、自立に向けたプランを作成し、並走型の相談・支援を行います。	自立相談支援を軸に、生活困窮者の方の課題やお困りごとについて併走型の支援を行い、必要に応じて各種支援制度、庁内関係課や他機関につなぎました。 また、ひきこもり等社会的困窮者支援も重点的にを行い、アウトリーチ支援の強化と県や近隣市と連携した居場所づくり事業等を実施しました。 ・自立相談支援新規件数 231件 ・住居確保給付金申請数 4件 ・就労支援件数 94件 ・ひきこもり相談件数 332件(アウトリーチ関連)	現状継続	支持する(全員一致)	①市民の方から気軽に相談できる雰囲気や広報(のぼり旗、ポスター、アナウンス)を望みます。 ②地域や企業と連携した取組に期待します。

5 策定方法・策定経過

(1) 会議体による計画内容の審議

■ 海老名市地域福祉計画策定委員会

改定作業を円滑におこなうため海老名市地域福祉計画策定委員会を設置しました。同委員会は、海老名市自治会連絡協議会、海老名市民生委員児童委員協議会、海老名市社会福祉協議会それぞれから選出、そして市職員で構成され、計画の改定にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

(2) アンケート調査及び意見聴取による市民ニーズの把握

■ 地域福祉に関するアンケート調査（市民対象）

市民の意見や考え方を把握し、計画に反映させるために、市内居住の18歳以上の市民1,400人（無作為抽出）を対象に、令和6年6月26日から8月19日まで市民アンケートを実施したところ、630人（回答率45.0%）から回答を得ました。

■ 素案に対する意見聴取（関係機関及び団体対象）

計画の素案に対する関係機関及び団体の意見や考え方を把握し、計画へ反映させるため、海老名市社会福祉協議会、海老名市自治会連絡協議会、海老名市民生委員児童委員協議会等に意見聴取を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、計画の素案に対し、パブリックコメントを実施しました。

閲覧方法	市役所1階 情報公開コーナー、市役所2階 福祉政策課窓口、市ホームページ
募集期間	令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで
受付方法	直接持参、郵送、市ホームページ「問い合わせ専用フォーム」、市公式LINE「海老名市」
提出件数	1件（市ホームページ 1件）

(4) 計画の策定経過

日程		活動内容	概要
令和6年 (2024年)	6月26日 から 8月19日	市民アンケートの実施	○地域福祉に関する 「市民」の意識などを調査
	10月10日	第1回海老名市地域福祉計画 策定委員会	○現計画の実施状況について ○次期計画の策定スケジュールについて ○市民アンケート調査の結果報告について ○次期計画の骨子案について
	11月20日	第2回海老名市地域福祉計画 策定委員会	○次期計画の素案について
	12月	関係機関及び団体からの 意見聴取	○海老名市地域福祉計画素案に関する 「関係機関及び団体」の意見や要望など を収集
	12月6日 から 1月6日	パブリックコメントの実施	○海老名市地域福祉計画素案に関する 「市民」の意見や要望などを収集
令和7年 (2025年)	1月23日	第3回海老名市地域福祉計画 策定委員会	○パブリックコメントの結果報告 ○次期計画最終案についての協議
	3月	議会議案提出	

「海老名市地域福祉計画策定委員会設置要綱」

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市地域福祉計画策定委員会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条(平成15年4月1日施行のものをいう。)の規定に基づく地域福祉計画の策定のため、また地域福祉に関わる諸課題について検討するため、海老名市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 地域福祉の基本理念に関する事項
- (2) 福祉コミュニティに関する事項
- (3) 地域福祉計画の策定及び見直しに必要な事項

(4) 地域福祉計画の進行管理に関する事項
(組織)

第4条 策定委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、20名以内とする。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 自治会役員経験者などの有識者
- (3) 社会福祉協議会の職員
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

2 策定委員会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員(議長を含む。)の3分の2以上の多数をもって決する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補助者等)

第9条 障害等により補助が必要な委員については、委員長の許可を得て、補助者を同席させることができる。ただし、必要最小限の人数とする。

(会議の公開等)

第10条 会議は、公開で行うことができる。ただし、会議を公開で行うに当たっては、策定委員会に諮り、第7条第3項の規定に基づいて議題ごとに決定する。

2 前項で公開の決定をされた会議は、傍聴することができる。

3 策定委員会は、会議録を作成するものとし、その会議録は、公開するものとする。

(守秘義務)

第11条 策定委員会の委員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 策定委員会の事務局は、海老名市保健福祉部福祉政策課に置く。

2 事務局職員は、福祉政策課職員があたり、事務局長は、福祉政策課長が当たる。

3 事務局長は、委員長の指示を受けて、策定委員会の運営にあたるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会が別に定める。ただし、緊急を要する場合は委員長が定めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

「海老名市地域福祉計画策定委員会委員名簿」

	役職	氏名	選出母体
1	委員長	榮 芳朗	海老名市民生委員児童委員協議会
2	副委員長	吉澤 博昭	海老名市自治会連絡協議会
3		田中 純子	海老名市民生委員児童委員協議会
4		石井 正雄	海老名市自治会連絡協議会
5		中島 敦	海老名市社会福祉協議会
6		安宅 道善	海老名市地域包括ケア推進課
7		石黒 和彦	海老名市障がい福祉課
8		本木 大一	海老名市こども育成課

6 用語

▼あ行

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service の略。インターネットを介して友人同士や、同じ趣味を持つ人同士がつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションをとるサービスのこと。

NPO（エヌピーオー）

利潤を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受け、法人格を得た団体を NPO 法人（特定非営利法人）と呼ぶ。

▼さ行

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉増進に関するさまざまな活動を行っている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。その高い公益性にかんがみ、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による地域貢献活動を行う責務が課されている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動です。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に基づき、精神障がい者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められたときに交付される手帳のこと。

成年後見制度

意思能力に継続的な衰えが認められる人に、その衰えを補い、権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援するための制度のこと。

▼た行

ダブルケア

子育てと老後の介護を同時期に行うこと。晩婚化や出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化などにより、ダブルケアに直面するケースが増加傾向にある。

地域共生社会

「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のこと。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた機関で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどにより、介護予防事業や高齢者本人とその家族に対する相談などを総合的に行う。

▼は行

8050問題

80代の親が50代の子の生活を支えるという問題。若者のひきこもりが長引き親子とともに高齢化した結果として生じており、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、迅速な避難をするために支援を必要とする人のこと。

複合的な課題

高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなど。

▼や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

要支援・要介護認定者

介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、支援や介護が必要な状態であることを認定された人のこと。

▼ら行

療育手帳

知的障がい児・者を対象に、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された障がい者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する手帳のこと。

7 関連計画インデックス

えびな地域福祉プラン2025の上位計画である国や県の計画、その他関連する本市の計画の概要や詳細が確認できる参照先のホームページです。

▼第二期成年後見制度利用促進基本計画（厚生労働省）

ホームページURL：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html

ホームページQRコード：



▼第二次再犯防止推進計画（法務省）

ホームページURL：

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00036.html

ホームページQRコード：



▼神奈川県地域福祉支援計画

ホームページURL：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/chiiki-keikaku/keikaku.html>

ホームページQRコード：



▼神奈川県再犯防止推進計画（第2期）

ホームページURL：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/saihanboshi/keikaku.html>

ホームページQRコード：



▼えびな未来創造プラン2020

ホームページURL：

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/seisaku/sougou/1010554.html>

ホームページQRコード：



▼海老名市こども計画

ホームページURL：

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kobetsu/hokenfukushi/1006342.html>

ホームページQRコード：



▼海老名市障がい者福祉計画

ホームページURL：

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kobetsu/hokenfukushi/1012356.html>

ホームページQRコード：



▼えびな高齢者プラン21

ホームページURL：

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kobetsu/hokenfukushi/1003807.html>

ホームページQRコード：



▼海老名市地域福祉活動計画

ホームページURL：

<https://www.ebina-shakyo.or.jp/about#ttl-about06>

ホームページQRコード：



8 関係法令（抜粋）

「社会福祉法」（抄）

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第二項に規定することも家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する事業
- 二 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研

修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
- ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ

- 計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- （重層的支援体制整備事業実施計画）
- 第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
 - 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村の支弁)

第百六条の七 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。

(市町村に対する交付金の交付)

第百六条の八 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

- 一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額

二 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者(以下この号において「第一号被保険者」という。)の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額

三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額に、介護保険法第二百五条第二項に規定する第二号被保険者負担率(第百六条の十第二号において「第二号被保険者負担率」という。)に百分の五十を加えた率を乗じて得た額(次条第二号において「特定地域支援事業支援額」という。)の百分の五十に相当する額

四 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額

五 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第一号及び前二号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額

第百六条の九 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一 前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の十二・五に相当する額

二 特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額

三 第百六条の七の規定により市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額

(市町村の一般会計への繰入れ)

第百六条の十 市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計

額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

- 一 第六六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額
- 二 第六六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額

(重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整)

第六六条の十一 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法第二百二十二条の二(第三項を除く。)並びに第二百二十三条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第二百二十二条の二第一項中「費用」とあるのは「費用(社会福祉法第六六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業(以下「重層的支援体制整備事業」という。)として行う同項第三号イに掲げる事業に要する費用を除く。次項及び第二百二十三条第三項において同じ。)」と、同条第四項中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第六六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。

- 2 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十二条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用(社会福祉法第六六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。
- 3 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における子ども・子育て支援法第六十五条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用(社会福祉法第六六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ハ及び第三号ニに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。
- 4 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における生活困窮者自立支援法第十二条、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、同法第十二条第一号中「費用」とあるのは「費用(社会福祉法第六六条の四第二項に規定する重層的支援体制

整備事業(以下「重層的支援体制整備事業」という。)として行う同項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。)」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う事業の実施に要する費用を除く。)」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額(重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第六六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を除く。)」とする。

第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第七七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第七八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団

体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第一百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
 - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
 - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第一百十一条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

- 2 第九十九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

第四節 共同募金

(共同募金)

第百十二条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者(国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。)に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

第百十三条 共同募金を行う事業は、第二条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

- 2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。
- 3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行ってはならない。
- 4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金会の認可)

第百十四条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たっては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

- 一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。
- 二 特定人の意思によって事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
- 三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
- 四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

(配分委員会)

第百十五条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

- 2 第四十条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。
- 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。
- 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(共同募金の性格)

第百十六条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(共同募金の配分)

第百十七条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を営む者以外の者に配分してはならない。

- 2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。
- 3 共同募金会は、第百十二条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

第百十八条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条第一項に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第百十二条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を営む者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。
- 3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を営む者に配分しなければならない。
- 4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。

(計画の公告)

第百十九条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第百二十条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百十八条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2 共同募金会は、第百十八条第二項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第百十八条第三項の規定により配分を行った場合には、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行った共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第百二十一条 第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六条第八項の事由が生じた場合のほか、第百十四条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第百二十二条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

第百二十三条 削除

(共同募金会連合会)

第百二十四条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」

(平成二十八年法律第二十九号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
 - 第二章 基本方針（第十一条）
 - 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
 - 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
 - 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念ののっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念ののっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の

育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

「再犯の防止等の推進に関する法律」

(平成二十八年法律第四百号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本的施策
 - 第一節 国の施策(第十一条—第二十三条)
 - 第二節 地方公共団体の施策(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。)に収容されている間の

みならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるよう

にするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、

保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税

制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



えびな 地域福祉プラン2025

(海老名市地域福祉計画)

発行年月：令和7年3月

発行：海老名市

編集：保健福祉部 福祉政策課

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

TEL：046-231-2111（代表）



海老名市イメージキャラクター

えびなにゃ